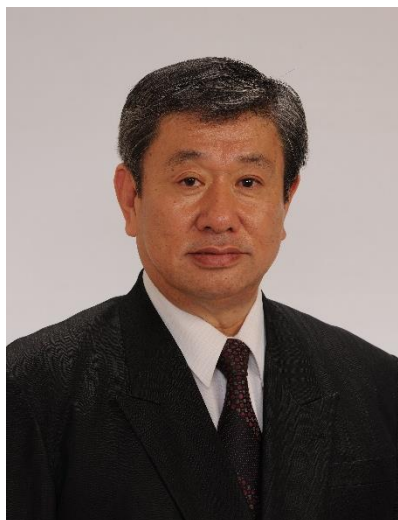

第3次 善通寺市地域福祉計画



令和2年3月

善通寺市

はじめに



今日、少子高齢化や核家族化の進展、また個人の価値観やライフスタイルの多様化といった要因が人々の繋がりの希薄化を招くなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に、近年クローズアップされている児童虐待やひきこもり、介護や生活困窮などの問題は、複雑で多様な問題が絡み合っていることから、個人や家庭で解決することが難しい状況にあります。

このような生活課題の解決には、住民一人ひとりが、また地域の様々な主体が「我が事」として問題を捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることが重要であり、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

このたびの第3次計画では基本理念を引き続き「地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり」とし、更なるステップアップを目指した新たな施策や、すべての住民が、かけがえのない個人として尊重され、誰一人自殺に追い込まれることのない社会にしていくための施策を盛り込んでおります。

なお、本計画の実現に向けましては、住民の皆様をはじめ、各種団体のご協力が必要不可欠であることから、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました「善通寺市地域福祉計画策定委員会委員」の皆様、また市民アンケートやヒアリング、パブリック・コメントにご協力いただきました関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

令和2年3月

善通寺市長 **平岡政典**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは.....	1
2 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割	1
3 改正社会福祉法と地域福祉計画	2
4 「第3次善通寺市地域福祉計画」策定の趣旨	3
5 計画の期間	3
6 計画の位置付け	4
7 計画の策定方法	5
第2章 善通寺市の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	7
1 善通寺市の状況	7
2 第2次計画の評価	12
3 市民アンケート調査の状況.....	28
4 団体ヒアリング結果の状況.....	38
5 地域福祉を取り巻く主要課題	43
第3章 計画の推進体系.....	45
1 第3次計画の基本理念	45
2 第3次計画の基本目標	45
3 第3次計画の施策体系	47
第4章 具体的な取り組みと今後の方向性	48
基本目標1 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化（地域の支え合いの強化）	48
基本目標2 地域福祉活動推進のネットワークの場づくり 官民協働の重層的な地域福祉ネットワークの構築	52
基本目標3 福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手 （共感者、参加者）づくり	55
基本目標4 地域共生社会の実現に向けた基盤整備	58
第5章 自殺対策基本計画	65
1 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指して	65
2 自殺に対する基本認識	66
3 本市における自殺の現状と今後の目標	67
4 本市における取り組み	68
第6章 計画の推進に向けて	70
1 計画の推進体制	70
2 計画の進行管理と評価	70
第7章 資料編	71

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

“福祉”という言葉は一般的に、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など、困りごとを抱えた特定の人に対するもの、という「社会福祉」の概念でとらえられることが多くなっています。しかし「地域福祉」とは、対象を限定せず、地域住民の困りごとを地域課題として把握し、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性のなかで解決していくための仕組みのことをいいます。つまり、地域福祉は特別なものではなく、誰にとっても身近に関わりのあるものといえます。

住み慣れた地域で安心して暮らせること、そして誰かに支えられ、また誰かの役に立ちながら暮らせることは、心豊かでしあわせな生活につながります。地域福祉とは、そんな地域の「しあわせづくり」に寄与するものです。

2 「地域共生社会」の実現に向けた地域福祉計画の役割

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

「地域福祉計画」は、高齢者や子ども、障がい者など個別の福祉計画の上位計画として位置づけられていますが、単なる個別計画のまとめ直しではなく、個別計画だけでは解決できないそれぞれの計画の隙間を補っていく計画としての機能を持っています。特に地域共生社会の実現のためには、地域住民の「参画」と「協働」が重要となりますが、地域課題を「他人事」ではなく「我が事」としてとらえ、地域の中で自分たちに何ができるかを考え、できることから始めてみるきっかけづくりとしての役割も担っています。

3 改正社会福祉法と地域福祉計画

改正社会福祉法により、各自治体では、①住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、③地域福祉計画の充実が図られることになりました。

【改正のポイント】

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。(法第4条第2項)
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。(法第6条第2項、法第106条の3)
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につながることを努力義務とされました。(法第106条の2)

包括的な支援体制の整備などの計画的な実施や展開を図る観点などから、市町村地域福祉計画(法第107条)及び、都道府県地域福祉支援計画(法第108条)により、地域福祉計画の充実がなされています。

【改正のポイント】

- 地域福祉(支援)計画の策定が「努力義務」とされました。
- 「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置付けられました。
- 定期的に、その策定した地域福祉(支援)計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCAサイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。

※地域福祉(支援)計画は、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取り組みをすすめることが求められます。

4 「第3次善通寺市地域福祉計画」策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や障がいのある人の増加、核家族化などによる家族機能の低下や地域社会のつながりの希薄化などを背景に、福祉ニーズが増大しています。さらに、“福祉”の概念自体の変化や、地方分権の推進により、市民の主体的な活動がより一層求められており、公的サービスだけでなく、地域全体で、防犯や防災なども含めた生活全般における支援をしていくことが必要となっています。

本市では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、善通寺市社会福祉協議会と連携し、平成 27 年3月に「第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や市民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。

このたび、令和元年度末に計画年度が終了することを受け、本市における課題を再度整理し、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり」の実現にむけ、また、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のために「第3次善通寺市地域福祉計画」を策定することとします。

※「第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、善通寺市地域福祉計画と第3次地区(地区社会福祉協議会)地域福祉活動計画を一体化し策定しておりましたが、「第3次善通寺市地域福祉計画」では、善通寺市地域福祉計画のみとなり、令和2年度以降に第4次地区(地区社会福祉協議会)地域福祉活動計画(仮称)を策定する予定です。

5 計画の期間

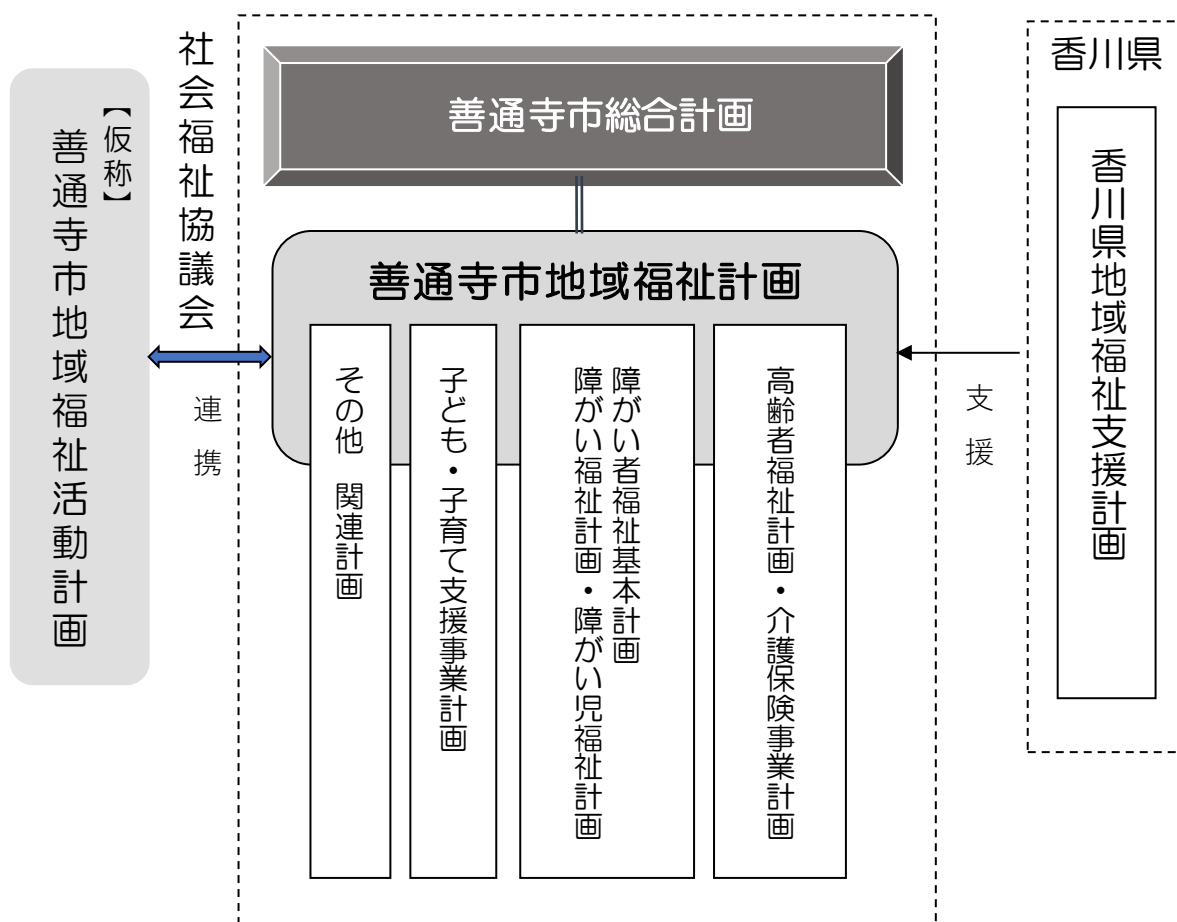
計画期間は令和2年度を初年度とし、目標年次を令和6年度とする5か年の計画とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画期間	第2次計画期間									
					見直し期間					
						第3次計画期間				

6 計画の位置付け

善通寺市における福祉関係計画には、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉基本計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。地域福祉計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

さらに、本市における自殺対策を推進するにあたり、早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等に取り組むため、『第3次善通寺市地域福祉計画』に「自殺対策計画」を盛り込みます。



7 計画の策定方法

(1) 策定委員会の設置

幅広い関係者の参画により、本市の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、学職経験者、関係団体代表者、関係行政機関の職員等をもって構成する「善通寺市地域福祉計画策定委員会」を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

(2) 第2次計画の点検・評価

第2次計画の「市の役割」及び「市社会福祉協議会の役割」について各課調査を実施し、進捗状況や課題等について取りまとめを行い、計画策定のための基礎資料としました。

また、第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議において、第2次計画の取り組み状況について現状と課題を記載した関連施策・事業評価シートを基に、計画についての点検と評価を行いました。

(3) 市民アンケート調査の実施

1 調査目的

第2次計画策定時から5年が経過し、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化していることから「日常生活での課題」や「地域での助け合いに関する考え方」等について把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

2 調査の実施について

対象者	善通寺市にお住まいの18歳以上の市民1,300人(無作為抽出)
実施期間	令和元年8月2日(金)～令和元年8月23日(金)
実施方法	郵送配布、郵送回収

3 調査票の回収状況

配布数	回収数	回収率
1,300件	669件	51.5%

(4)関係団体ヒアリング調査の実施

計画策定にあたり地域福祉に関する現場のニーズや課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、善通寺市内で活動している団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に対して、「団体ヒアリング」を開催し、得られた意見等を整理し計画策定のための基礎資料としました。

	実施日	団体名	区分
1	令和元年 9月 9日(月)	市自主防災会連絡協議会	市関係団体(防災)
2	令和元年 10月 4日(金)	市老人クラブ連合会	市関係団体(高齢者)
3	令和元年 10月 4日(金)	市民生委員児童委員協議会	地域福祉推進団体
4	令和元年 10月 15日(火)	市内中学生	中学校
5	令和元年 10月 21日(月)	子育てネットくすくす	福祉関係団体(子ども)
6	令和元年 10月 21日(月)	地区社会福祉協議会	地域福祉推進団体
7	令和元年 10月 21日(月)	希望の家	福祉関係団体(障がい者)
8	令和元年 10月 25日(金)	市社会福祉協議会	地域福祉推進団体

(5)パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリック・コメント（意見募集）を実施しました。

実施期間：令和2年1月20日（月）～令和2年2月19日（水）



第2章 善通寺市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 善通寺市の状況

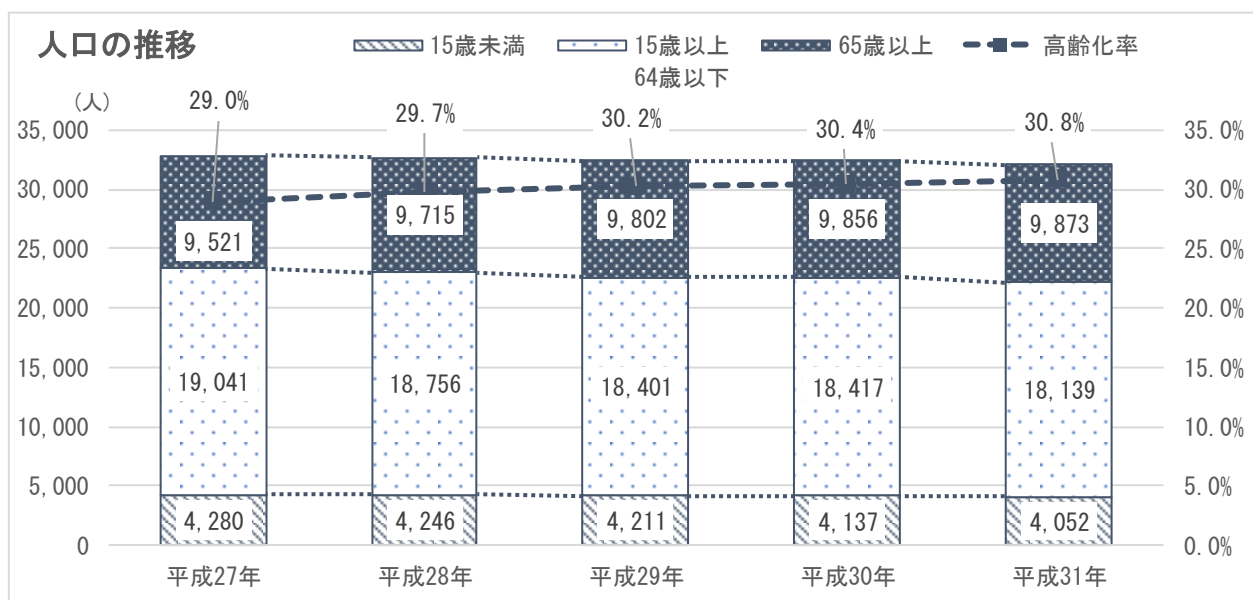
(1)人口の状況

本市の総人口は平成27年の32,842人から平成31年には32,064人へと減少傾向となっています。

年齢別にみると、64歳以下は減少傾向になっているのに対し、65歳以上は増加傾向となっており高齢化率は平成31年4月1日時点で30.8%となっています。

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	(人)	32,842	32,717	32,414	32,410	32,064
15歳未満	(人)	4,280	4,246	4,211	4,137	4,052
	(%)	13.0%	13.0%	13.0%	12.8%	12.6%
15歳以上 64歳以下	(人)	19,041	18,756	18,401	18,417	18,139
	(%)	58.0%	57.3%	56.8%	56.8%	56.6%
65歳以上	(人)	9,521	9,715	9,802	9,856	9,873
	(%)	29.0%	29.7%	30.2%	30.4%	30.8%

資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)



(2)子どもの状況

① 出生数

出生数は年によって多少のばらつきがありますが、減少傾向となっています。

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
総数	287	256	237	247	234

資料:善通寺市統計書・市民課(令和元年は11月末時点)

② 幼稚園・保育所

本市の幼稚園や保育所等の設置状況は、公立幼稚園8か所(中央幼稚園、東部幼稚園、西部幼稚園、南部幼稚園、竜川幼稚園、与北幼稚園、筆岡幼稚園、吉原幼稚園)、私立幼稚園1か所(善通寺聖母幼稚園)、公立保育所2か所(善通寺保育所、竜川保育所)、私立保育所4か所(吉原保育所、カナン子育てプラザ 21、南部保育所、のぞみ保育園)、地域型保育事業所1か所(ポエム保育園)、企業主導型保育事業所1か所(わくわくチャイルド)となっています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
幼稚園等利用者	683	690	621	656	662
保育所等利用者	562	570	599	583	553

資料:子ども課・教育総務課(令和元年度は11月末時点)

③ 小学校・中学校

本市は公立小学校が8校(中央小学校、東部小学校、西部小学校、南部小学校、竜川小学校、与北小学校、筆岡小学校、吉原小学校)、公立中学校が2校(東中学校、西中学校)設置されています。

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
小学校児童数	1,660	1,628	1,638	1,642	1,635
中学校生徒数	838	794	767	700	690

資料:教育総務課(各年5月1日時点)

(3) 高齢者の状況

① 前期高齢者数・後期高齢者数

前期高齢者数(65歳～74歳人口)は平成30年まで増加していましたが、平成31年に減少に転じています。一方、後期高齢者(75歳以上人口)は増加し続け、この状態がしばらく続くと推計しています。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
前期高齢者	4,650	4,766	4,804	4,832	4,821
後期高齢者	4,871	4,949	4,998	5,024	5,052

資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

② 介護度別認定者数

介護保険の要介護・要支援認定者数や認定率は、ゆるやかに増加していますが、県の平均より低い認定率となっています。

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
支援1	285	301	315	320	315
支援2	265	279	279	293	300
介護1	286	295	285	280	296
介護2	214	223	236	213	206
介護3	200	195	190	201	213
介護4	174	170	178	209	196
介護5	115	110	120	105	101
計	1,539	1,573	1,603	1,621	1,627
認定率	16.2%	16.2%	16.4%	16.4%	16.5%

資料:高齢者課(各年4月1日時点)

③ 高齢者世帯の状況

平成27年の国勢調査では、5年前に比べ高齢者夫婦世帯は14.7%、高齢者単身世帯は16.3%増加し、一般世帯に占める割合も増加しています。

区分	平成22年		平成27年	
	世帯数	一般世帯に占める割合	世帯数	一般世帯に占める割合
高齢者夫婦世帯	1,527	11.8%	1,751	13.6%
高齢者単身世帯	1,375	10.6%	1,599	12.4%

資料:国勢調査

(4) 障がい者の状況

① 身体障がい者数

令和元年度の身体障がい者数(身体障害者手帳交付者数)を等級別で見ると、1級 419人(31.9%)が最も多く、2級 171人(13.0%)を合わせた重度者の割合は、全体の45.0%を占めています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	449	462	461	427	419
2級	202	196	193	173	171
3級	241	224	218	212	212
4級	387	381	374	356	359
5級	72	72	74	72	68
6級	90	85	85	86	83
計	1,441	1,420	1,405	1,326	1,312

資料:社会福祉課(令和元年度は11月末時点)

② 知的障がい者数

知的障がい者(療育手帳交付者数)を等級別で見ると、Aが減少傾向となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
㊤	55	58	58	51	53
A	47	50	50	43	42
計	102	108	108	94	95
㊤	68	69	65	56	58
B	80	83	86	87	93
計	148	152	151	143	151
総計	250	260	259	237	246

資料:社会福祉課(令和元年度は11月末時点)

③ 精神障がい者数

精神障がい者数(精神障害者保健福祉手帳交付者数)をみると、増加傾向となっており、平成27年度(144人)から令和元年度(205人)までで61人増加しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	8	10	13	13	14
2級	89	94	94	104	115
3級	47	47	57	70	76
計	144	151	164	187	205

資料:社会福祉課(令和元年度は11月末時点)

(5)生活保護世帯の状況

生活保護の状況をみると、令和元年度では、被保護世帯数が 328 世帯、被保護者数は 466 人と、どちらも減少傾向となっています。

① 被保護世帯数

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護世帯数	451	420	401	371	328
生活扶助	411	374	354	331	291
住宅扶助	361	328	307	288	255
教育扶助	50	37	32	26	25
医療扶助	415	382	372	343	302
出産扶助					
生業扶助					
葬祭扶助					
介護扶助	47	48	55	55	52

資料:社会福祉課(令和元年度は 11 月末時点)

② 被保護者数

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護者数	699	612	571	519	466
生活扶助	643	552	510	467	415
住宅扶助	567	486	446	412	366
教育扶助	76	56	51	46	44
医療扶助	584	516	497	450	402
出産扶助	3	2	1	0	2
生業扶助	224	165	139	193	96
葬祭扶助	8	5	5	4	6
介護扶助	48	49	57	57	55

資料:社会福祉課(令和元年度は 11 月末時点)

2 第2次計画の評価

(1)基本目標1：地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化 (地域コミュニティの強化)

施策の方針	2. 地域見守り体制の強化
取り組み内容	(2) 地区支え合い会議の実施
担当課	子ども課
【現状:直近までの取り組み状況】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター（カナン子育てプラザ 21、吉原保育所、南部保育所）での3世代交流や地域住民との交流に努めた。 ・地区の健康推進員による赤ちゃんおめでとうバッグの配布（新生児宅を訪問し、育児支援や地域での見守り支援を実施） ・主任児童委員による地域での虐待防止等啓発の参加や、育児サークルの紹介等の啓発活動を実施した。 	
【課題】 個人情報保護の観点から情報連携が難しい面もあるが、子育て支援サービス等について情報を共有し、連携の強化を図りたい。	
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】 地区支え合い会議実施については、地域福祉計画推進事業の1つとして、市社協へ財政的支援を行っている。	
【課題】 特になし。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】 平成27年度から生活支援体制整備事業として、生活支援等サービス協議体を設置し、民生委員・児童委員、健康推進員、シルバー人材センター、老人クラブなどの関係者が参画し、定期的な情報の共有・連携強化、地域課題や課題に対するサービス等について協議を行っている。また、生活支援コーディネーターを設置し、地域課題の把握や生活支援に関するアンケート調査の実施等、生活支援コーディネーターが中心となり地域の支え合いや生活支援等サービスの提供体制構築に取り組んでいる。	
【課題】 地域課題の把握、生活支援等サービスの充実、生活支援の担い手の養成など生活支援体制の構築。	

施策の方針	3. 地域の福祉活動の充実
取り組み内容	(1) 地域の様々な福祉活動の活性化 ③民生委員・児童委員との連携、協働
担当課	子ども課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<ul style="list-style-type: none"> ・主任児童委員や健康推進員の研修会等へ出席した。 ・主任児童委員の活動について、週1回子ども家庭支援センターで実施している行事に委員に参加いただくことで紹介の機会を増やした。 	
【課題】	
子育て関連事業で連携する機会が少ないため、連携の強化が必要。	
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<p>市職員が、毎月の地区民生委員児童委員協議会の定例会へ出席をし、民生委員・児童委員活動の情報共有を行っている。</p> <p>また地区民生委員児童委員協議会の活動費として、市から直接補助金を交付している。</p>	
【課題】	
特になし。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<p>介護、医療など日常生活の困りごとに関する総合相談業務において、民生委員・児童委員と情報を共有し対応するほか、民生委員・児童委員の会合への参加や地域ケア個別会議の開催により、民生委員・児童委員との連携を強化し、課題把握、地域支援を行っている。</p>	
【課題】	
民生委員・児童委員と日常的な情報共有や地域ケア個別会議における個人情報の保護。	

施策の方針	3. 地域の福祉活動の充実
取り組み内容	(1) 地域の様々な福祉活動の活性化 ④ 自治会をはじめとした各種団体との連携、協働
担当課	秘書課
【現状:直近までの取り組み状況】 各種団体との緊密な連携を保持することに努め、地域福祉の向上に取り組んでいる。	
【課題】 急激な少子高齢化による自治会をはじめとする地域団体への加入率低下。	
担当課	保健課
【現状:直近までの取り組み状況】 各地区の健康推進員が、市民に対して健康的な生活を送るための情報等を提供する活動を通して声かけを行っている。	
【課題】 健康推進員が自治会から選出されているため、自治会に加入しているかしていないかで関わりに差が生じている。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加を促進する単位老人クラブ及び市老人クラブ連合会や敬老行事を実施する各地区実行委員会の活動に対し補助金等を交付するとともに、活動内容を周知し事業の充実を図った。また、健康推進員には地域での高齢者の見守りをお願いした。	
【課題】 老人クラブ会員数が減少傾向であることと敬老行事での対象者の把握が困難であること。	

施策の方針	4. 地域の福祉活動の拠点づくり
取り組み内容	(1) 地区活動の拠点づくりの検討 ① 公民館のあり方の検討
担当課	生涯学習課
【現状:直近までの取り組み状況】 地区民生委員・児童委員、健康推進員、自主防災会等の活動拠点として地区公民館が活用されている。 また、市民のグループ活動等で地域交流の活動拠点としても活用されている。	
【課題】 地区公民館は、貸館のみの運営であるため、積極的な情報発信や拠点づくりは行っていない。	
担当課	政策課
【現状:直近までの取り組み状況】 空き家などを活用し、市民が気軽に集まることのできるコミュニティスペース・コワーキングスペースの開設を検討していく。	
【課題】 開設及び運営にかかる費用の捻出。 運営形態（公設公営か公設民営か等）の選定。	

(2)基本目標2：地域福祉活動推進のネットワークの場づくり 官民協働の重層的な地域福祉ネットワークの構築

施策の方針	1. 各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり
取り組み内容	(3) 地域ケア会議の開催
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】 平成27年度から、定期的に地域ケア個別会議を開催し、個別課題の解決を支援するために、行政、医師等の専門職、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護サービス事業所等と協議を行っている。	
【課題】 地域ケア個別会議の実施回数の増加及び効果的な支援方法の検討。	

施策の方針	1. 各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり
取り組み内容	(4) 庁内連絡会議の開催
担当課	子ども課
【現状:直近までの取り組み状況】 ・子どもの貧困対策の一環として、社会福祉協議会や地域の関係団体とのネットワークづくりを実施した。 ・定住自立圏域内での病児保育施設の情報共有と料金の均一化を図った。	
【課題】 ・貧困対策についてのネットワークの強化。 ・定住自立圏域内での取り組み事業の拡充。	
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】 課題案件等があるごとに、関係各課と会議を開き、解決に向けて連携をとっている。	
【課題】 ネットワークの構築にあたり、招集すべき課や部門を、どのように選択するのかを考える必要がある。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】 課題について、関係部署間で、情報を共有し、課題解決に向け連携して対応している。 また、定期的に保健事業連絡会を開催し、それぞれの領域（成人、高齢者、子ども）に関わる保健師全員で情報を共有し、適切な支援を実施している。	
【課題】 各分野の制度間の相違。	

施策の方針	1. 各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり
取り組み内容	（7）ネットワーク内での情報共有のしくみづくり
担当課	社会福祉課
【現状：直近までの取り組み状況】	
生活困窮者相談自立支援事業では、市社会福祉協議会へ自立相談支援事業を委託しているが、個別ケース案件で重大なものや支援の方向性の判断については、市と社会福祉協議会で支援調整会議で検討している。	
【課題】	
支援調整会議において、必要に応じて専門職に参加をお願いしているが、それにも限界があることから、さらに広い人材の確保が必要と考える。	

施策の方針	2. 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進
取り組み内容	（1）関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進
担当課	社会福祉課
【現状：直近までの取り組み状況】	
障がい者部門では、周辺の2市3町の担当で構成される中讃西部圏域障害者担当者会議、および中讃西部圏域自立支援協議会を組織しており、市町間で施策情報の提供や市町間の連絡調整を行うためのネットワークを構築している。	
【課題】	
特になし。	

施策の方針	3. 地域福祉コーディネーター機能を担う人材づくり
取り組み内容	（1）地域福祉コーディネーター機能を担う人材（コミュニティソーシャルワーカー）の育成、配置
担当課	社会福祉課
【現状：直近までの取り組み状況】	
市社会福祉協議会からの支援要請がある場合は、財政的支援を行う。	
【課題】	
地域福祉コーディネーターの人材がない。	

(3)基本目標3：福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手
(共感者、参加者)づくり

施策の方針	1. 福祉教育の充実
取り組み内容	(1) 福祉教育の推進
担当課	教育総務課
【現状:直近までの取り組み状況】	
平成 30 年度、西中学校において、インスタントシニア体験の教具を借用し、現職教育の一環として校内若年教員研修にてインスタントシニア体験について研修を行った。西中学校では、令和元年度、中学 3 年生を対象にインスタントシニア体験を実施した。	
【課題】	
特になし。	
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
実施できていない。	
【課題】	
通常業務に追われて、現在の職員体制では実施が難しい。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
平成 25 年度から「善通寺市高齢者と障がい（児）者等が行方不明になったときのための SOS ネットワーク」、令和元年度からは「善通寺市高齢者等見守り・SOS ネットワーク「見守ってねっと）」事業において、事前登録、訓練、研修会を実施し、市民の主体的な福祉活動への参加を促した。	
【課題】	
事業の啓発と見守りサポーターや協力事業者の登録数の増加。	

施策の方針	2. ボランティア、福祉活動担い手の育成や活動支援
取り組み内容	(1) 地域福祉の中心的担い手の育成
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
市社会福祉協議会へは、地域福祉活動で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソン等を育成するよう業務委託を行っている。また市からは直接、各種ボランティア団体、特に障がい者団体への補助金等により支援を行っている。	
【課題】	
特になし	

施策の方針	2. ボランティア、福祉活動担い手の育成や活動支援
取り組み内容	(2) ボランティア活動の啓発と支援
担当課	生涯学習課
【現状:直近までの取り組み状況】 初心者スポーツ教室（ソフトテニス・少林寺拳法・空手道・柔道・剣道・レスリング）	
【課題】 毎年同じ内容であるため、参加者数が少なくなっている。	

施策の方針	3. 地域貢献活動の促進
取り組み内容	(1) 若い世代が活動できる場づくり
担当課	生涯学習課
【現状:直近までの取り組み状況】 60歳以上の高齢者のみの対象であるが、市主催で「イキイキときめき大学」を各地区公民館で開催している(毎年、受講者を募集している。)。 毎月、さまざまな講座(物づくり・校外学習等)を企画し参加者を募っている。	
【課題】 受講生が固定化しており、講座の内容に新鮮さが無くなってきている。	

施策の方針	3. 地域貢献活動の促進
取り組み内容	(2) 団塊の世代の活動促進
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】 ・介護予防やボランティアに興味がある市民を対象に「介護予防サポーター養成講座」を実施した。受講後介護予防サポーターとして登録した市民は、一人暮らしの高齢者宅への見守り訪問や介護予防教室の担い手として活躍しており、本人の健康づくり、生きがいをづくり、介護予防につながっている。 ・認知症を知り、地域をつくる活動の一環として認知症サポーター養成講座を実施した。市民、高校生、市内の企業等で講座を開催することで認知症についての正しい理解が広まっている。認知症の方の症状の進行が緩やかになったり介護者の不安を軽減させたりといった効果がみられる。	
【課題】 ・介護予防サポーターの新規登録者の増加。 ・認知症サポーター養成講座の新規受講者の開拓とサポーターの活動の場の確保。	

施策の方針	3. 地域貢献活動の促進
取り組み内容	(3) NPO 法人、当事者組織の活動支援
担当課	子ども課
【現状:直近までの取り組み状況】	
「NPO 法人子育てネットくすくす」への運営補助はないが、子育て支援事業の一部を業務委託し、また、市で実施する事業について協働で行った。	
【課題】	
子育て支援サービスの観点から、どのような連携体制・形態がよいか検討する必要がある。	
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
精神障害者居場所づくり事業（ふれあいポート善通寺）で、市内在住の精神障害者保健福祉手帳保持者や通院している方、また家族に対して、つどいの場を提供し、お互いの不安や悩みを話し合い共有し、よりよい人間関係を築けるようにしている。	
【課題】	
手帳等を取得せず、病院もつかずに引きこもっている方がいる。その方をどうやって繋げていくかが課題である。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
介護している家族等に対して、適切な介護知識・技術の習得、介護者同士での意見交換やリフレッシュが図られるように家族介護教室を開催し、介護者への支援を行っている。	
【課題】	
介護者同士の交流の充実。	

施策の方針	3. 地域貢献活動の促進
取り組み内容	(4) 地域福祉財源である共同募金の推進
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
共同募金の必要性は十分に理解しており、市職員への募金の協力依頼を行っている。	
【課題】	
特になし。	

(4)基本目標4：地域福祉を支える整備基盤
 (制度の狭間、複合的な課題への対応)

施策の方針	1. 福祉サービスの利用のしやすさと福祉サービスの質の向上
取り組み内容	(1) 福祉サービスの情報提供の工夫と福祉サービスの質の向上
担当課	子ども課
【現状:直近までの取り組み状況】 ・ホームページで手当、医療、保育所等の子育て支援情報や、地域の施設での行事について情報発信した。 ・母子健康手帳アプリを導入し、子育て支援情報を発信した。	
【課題】 ホームページでは一方的な情報発信であるため、特定の個人に発信したり、情報を限定することが難しい。	
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】 本市ホームページ上において、生活上の困りごとや相談ごとについての案内をしている。また、それらを1冊にまとめた「暮らしの便利帳」を全戸配布している。	
【課題】 制度やサービス等の細かいところまで掲載すると、複雑になり、理解が難しくなるため、簡易な内容で掲載しているが、サービス等の条件を簡単に書いているため、実際に利用申請に来られた方とラブルになることがある。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】 平成27年度に認知症ケアパスを、平成28年度に在宅医療・介護情報マップを作成し、全戸・関係機関に配布するとともに、直接地域に出向き、介護予防の啓発を行った。また、福祉サービスの情報を、市ホームページや市民の目にとまり手にとってもらいやすいパンフレットの作成により情報発信した。	
【課題】 市民への適時的確な情報提供。	

施策の方針	2. 総合相談、生活支援の体制づくり
取り組み内容	(1) 身近な相談支援体制の整備
担当課	子ども課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談員、自立支援員等の配置し、主任児童委員による相談支援活動の支援をした。 ・子育て世代包括支援センターを設置し、保健師、助産師による総合相談窓口の役割を果たした。 	
【課題】	
総合相談窓口の役割の周知啓発や、主任児童委員との連携の強化を図りたい。	
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<p>「こころの相談」をはじめ、障がい者相談員を設置している。</p> <p>民生委員・児童委員については、地区民生委員児童委員協議会の定例会へ市職員も出席し、相談や要望等を市へ持ち帰り、協議・回答をしている。</p>	
【課題】	
特になし。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
高齢者の総合相談窓口として、市民や民生委員・児童委員からの相談を受け、相談内容に応じて、情報提供や助言を行ったり、適切な関係機関へつなぐ等対応に努めた。	
【課題】	
民生委員・児童委員や見守り推進員など関係機関とのさらなる連携強化。	

施策の方針	2. 総合相談、生活支援の体制づくり
取り組み内容	(2) 民生委員・児童委員活動の支援
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
毎月開催される市民生委員児童委員協議会理事会へ出席し、活動についての理解と協力を行っている。また地区民生委員児童委員協議会の定例会にも市職員が出席をし、活動についての理解と協力を行っている。	
【課題】	
地区民生委員児童委員協議会の定例会への参加については、参加を始めて概ね1年であることから、理解や協力はこれから積極的に行っていかなければならない。	

施策の方針	3. 地域包括ケア体制の充実
取り組み内容	(1) 地域包括ケア体制の充実
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<p>第7次高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、「支え合い助け合える仕組みづくり」の基本施策として、高齢者等が行方不明になったときのSOSネットワーク「見守ってねっと」、生活支援サポーターやちょこっと号の見守り、高齢者総合台帳の整備、生活支援サービス体制の構築、在宅医療・介護連携や地域ケア会議の推進などを掲げ、地域包括ケア体制の深化・推進を目指した事業に取り組んでいる。</p>	
【課題】	
関係機関や市民との連携。	

施策の方針	4. 生活困窮者の自立支援
取り組み内容	(1) 生活困窮者の自立支援
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<p>市社会福祉協議会へ委託をしている自立相談支援事業について、重要案件は市と支援調整会議を開催し、必要であれば関連する専門職を入れて検討している。また生活困窮者の就労支援については、社会福祉課内に就労支援員を配置し、窓口や電話での相談支援を行ったり、ハローワークと連携をとり支援にあたっている。</p>	
【課題】	
特になし。	

施策の方針	5. 権利擁護の推進
取り組み内容	(1) 権利擁護の推進
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<p>障がい部門を中心に相談業務や啓発活動を行っている。その際に、担当部署での対応が困難な場合は、専門機関と連携をとりながら対応している。</p>	
【課題】	
高齢者部門や市社会福祉協議会のほか専門職団体との連携。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<p>権利擁護についての啓発活動、高齢者虐待の相談・対応や成年後見制度に関する相談支援など権利擁護の推進に取り組んでいる。また、専門機関との連携強化に努めている。</p>	
【課題】	
高齢者部局と障がい者部局、社会福祉協議会、専門職団体との連携。	

施策の方針	6. 地域支え合い活動拠点整備事業の推進
取り組み内容	(1) 地域支え合い活動拠点整備事業の推進
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
地域支え合いセンター「ここ家」を整備する社会福祉協議会に対し、平成 27 年度に国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を財源とした整備事業費補助金を交付した。	
【課題】	
特になし。	

施策の方針	7. 災害時要援護者の支援体制の整備
取り組み内容	(1) 災害時要援護者の支援体制の整備
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
65 歳未満で障がい手帳を持っている方のうち、比較的程度の高い方(身障 1・2 級、療育④・A、精神 1 級)について、避難行動要支援者名簿への登録を促し、申し出があった方については、避難行動要支援者名簿へ登録した。	
【課題】	
防災管理課との連携。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員による居宅要援護者把握・災害時等要援護者登録事業の情報を反映させた高齢者総合台帳に基づき、防災管理課において避難行動要支援者名簿を作成した。高齢者総合台帳は消防本部へも情報提供するとともに、高齢者課において日常的な見守り支援にも活用している。 ・介護支援専門員の研修等で、防災意識の啓発を行った。 ・避難行動要支援者に対する個別計画の作成に取り組んでいる。 	
【課題】	
情報共有を阻害する個人情報保護。	
担当課	防災管理課
【現状:直近までの取り組み状況】	
福祉避難所の拡充。障がい者への対応について庁内協議。	
【課題】	
福祉部局における要支援者対応の所在が不明確。	

施策の方針	8. 多業種多職種のネットワーク化
取り組み内容	(2) (仮称) 悪質商法被害防止のための善通寺 高齢者、障がい者等見守りネットワークの実施
担当課	社会福祉課
【現状:直近までの取り組み状況】	
障がい者については、2市3町で組織する自立支援協議会にて、情報共有をしている。また市広報にて、被害に遭わないようにするための啓発活動を行っている。	
【課題】	
視覚・聴覚障がい者への情報提供・啓発。	
担当課	高齢者課
【現状:直近までの取り組み状況】	
総合相談などを通じて把握された消費者被害については、消費生活センター等と連携・対応をしている。また、家族介護教室や介護支援専門員連絡会などで消費生活センターの職員を招き消費者被害防止の研修会を開催している。	
【課題】	
消費者被害防止啓発の市民への浸透。	

(5) 第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議

第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議において、市の各担当課と市社会福祉協議会が第2次計画の取り組み状況について現状と課題を記載した関連施策・事業評価シートを基に、計画についての点検と評価を行いました。以下の表は参加者46名の意見を取りまとめたものとなっています。

できていると評価された取り組みは、「地域福祉財源である共同募金の推進」が34.8%と最も高くなっており、次いで、「地域ケア会議の開催」、「生活困窮者の自立支援」、「善通寺高齢者と障がい(児)者等が行方不明になったときのためのSOSネットワークの推進」が30.4%となっています。

できていないと評価されているものは、「地域福祉コーディネート機能を伴う人材(コミュニティソーシャルワーカー)の育成、配置」、「若い世代が活躍できる場づくり」が43.5%と最も高く、次いで、「専門職等ネットワーク連絡会の開催」が34.8%、「代表者会議の開催」、「地域福祉の中心的担い手の育成」、「災害時要援護者の支援体制の整備」が32.6%となっています。

	施策の方針	取組内容	点検評価			
			できている	もう少し	できていない	わからない
基本 目標 1	1.ご近所(自治会)での支え合いの推進	(1)向こう三軒両隣、自治会の支え合い活動の推進	6.5%	67.4%	17.4%	8.7%
	2.地域見守り体制の強化	(1)見守り活動ネットワーク事業の推進	23.9%	45.7%	13.0%	17.4%
		(2)地区支え合い会議の実施	6.5%	50.0%	30.4%	10.9%
	3.地域の福祉活動の充実	(1)地域の様々な福祉活動の活性化	26.1%	54.3%	4.3%	13.0%
	4.地域の福祉活動の拠点づくり	(1)地区活動の拠点づくりの検討	2.2%	56.5%	21.7%	15.2%
5.地域の交流の場づくり	(1)ふれあいいきいきサロン、三世交流事業、座談会などの実施	26.1%	47.8%	10.9%	6.5%	
基本 目標 2	1.各圏域(単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域)ごとに住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり	(1)地域支え合い会議の開催	2.2%	50.0%	26.1%	19.6%
		(2)地区ネットワーク介護の開催	21.7%	41.3%	19.6%	15.2%
		(3)地域ケア会議の開催	30.4%	34.8%	17.4%	13.0%
		(4)庁内連絡会議の開催	6.5%	32.6%	30.4%	26.1%
		(5)代表者会議の開催	8.7%	32.6%	32.6%	23.9%
		(6)専門職等ネットワーク連絡会の開催	6.5%	23.9%	34.8%	30.4%
		(7)ネットワーク内での情報共有のしくみづくり	8.7%	50.0%	19.6%	15.2%
2.関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進	(1)関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進	10.9%	45.7%	23.9%	15.2%	
3.地域福祉コーディネート機能を伴う人材づくり	(1)地域福祉コーディネート機能を伴う人材(コミュニティソーシャルワーカー)の育成、配置	2.2%	30.4%	43.5%	19.6%	

	施策の方針	取組内容	点検評価			
			できている	もう少し	できていない	わからない
基本 目標 3	1.福祉教育の充実	(1)福祉教育の推進	15.2%	43.5%	26.1%	10.9%
	2.ボランティア、福祉活動担手の育成や活動支援	(1)地域福祉の中心的担手の育成	13.0%	37.0%	32.6%	13.0%
		(2)ボランティア活動の啓発と支援	2.2%	52.2%	30.4%	10.9%
	3.地域貢献活動の促進	(1)若い世代が活動できる場づくり	0.0%	32.6%	43.5%	17.4%
		(2)団塊の世代の活動促進	6.5%	39.1%	30.4%	19.6%
		(3)NPO法人、当事者組織の活動支援	8.7%	39.1%	21.7%	19.6%
		(4)地域福祉財源である共同募金の推進	34.8%	32.6%	8.7%	10.9%
基本 目標 4	1.福祉サービスの利用のしやすさと福祉サービスの質の向上	(1)福祉サービスの情報提供の工夫と福祉サービスの質の向上	19.6%	50.0%	17.4%	6.5%
	2.総合相談、生活支援の体制づくり	(1)身近な相談支援体制の整備	21.7%	45.7%	19.6%	4.3%
		(2)民生委員・児童委員活動の支援	23.9%	52.2%	10.9%	6.5%
	3.地域包括ケア体制の充実	(1)地域包括ケア体制の充実	17.4%	41.3%	15.2%	17.4%
	4.生活困窮者の自立支援	(1)生活困窮者の自立支援	30.4%	28.3%	15.2%	17.4%
	5.権利擁護の推進	(1)権利擁護の推進	15.2%	45.7%	10.9%	19.6%
	6.地域支え合い活動拠点整備事業の推進	(1)地域支え合い活動拠点整備事業の推進	21.7%	37.0%	10.9%	19.6%
	7.災害時要支援者の支援体制の整備	(1)災害時要支援者の支援体制の整備	2.2%	47.8%	32.6%	8.7%
	8.多業種多職種のネットワーク化	(1)善通寺 高齢者と障がい(児)者等が行方不明になったときのためのSOSネットワークの推進	30.4%	39.1%	8.7%	10.9%
(2)(仮称)悪質双方被害防止のための善通寺 高齢者、障がい者等見守りネットワークの実施		15.2%	39.1%	10.9%	21.7%	

第2次計画の取り組み内容を個別で評価したものに対し、ワークショップ形式で意見交換を行い、具体的にできること、必要な取り組み等を話し合いました。主な意見は次のようになっています。

基本目標 1

- ・空き家をきれいにして再活用できれば居場所（サロンなど）につながる。
- ・顔の見えるネットワークづくりが有効と感じる。
- ・公民館が貸館だけになっている。コミュニティセンターや地域活動としての役割は？
- ・各地区コミュニティセンターが必要。
- ・若い人が集まり、土日でも参加できる取組。老若男女が集える場づくりがあればよい。

基本目標 2

- ・善通寺市にコミュニティ・ソーシャルワーカーがいたらいいなと思っている。
- ・ボランティアは、学校教育の一環として取り組むべき。
- ・SOS ネットワークや思いやりネットワーク会議など顔の見える関係づくりをすすめてほしい。
- ・ワンストップの窓口があればいい。

基本目標 3

- ・学生のボランティア部は地域を巻き込んで活動が出来たらいい。
- ・マッチング機関（ボランティアのハローワーク）
- ・家庭科の授業の中で、福祉の項目があるが、シニア体験とかしかなかく、もっと具体的に学ぶ場があればと思う。
- ・SOS ネットワークは高齢者が対象になっているが、障がい者も含めたネットワークとして活動を続けてほしい。企業などにもそのネットワークを通して障がいや認知症について知ってもらう機会があってほしい。

基本目標 4

- ・災害時要援護者については、民生委員・児童委員だけが把握するのではなく、支援が必要な人は近所の人に協力してもらって、避難の手伝いをしてもらうとか地域での支えあう体制づくりにつなげていきたい。
- ・世代に合わせた情報提供の仕方。
- ・サービスの種別（子ども・高齢者・障がい）に関係なく助け合える仕組み。
- ・一つの世帯の困りごと。その解決のためにいろんなネットワークを使ってつないでいくことはできる。市の窓口のどこに行ったらいいかわからず相談につながらない人が少しでも減るような仕組みがあればと思う。
- ・サービスの情報…いくら使えるものがあるとしても、そもそも分からない。自分の関心のある項目の情報がメールで届くシステムがあれば…。

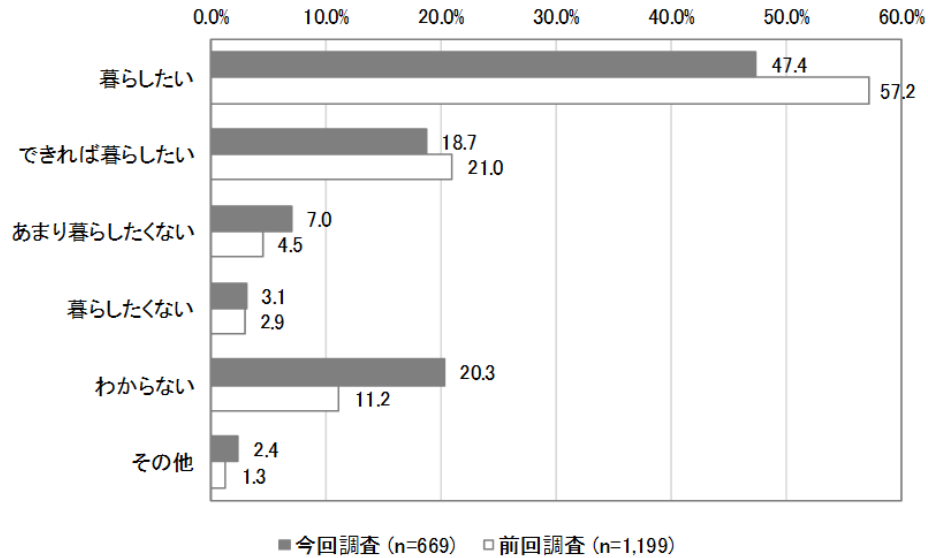
3 市民アンケート調査の状況

(1) 調査結果（抜粋）

■ 現在お住まいの地区に、住み続けたいと思いますか。【単数回答】

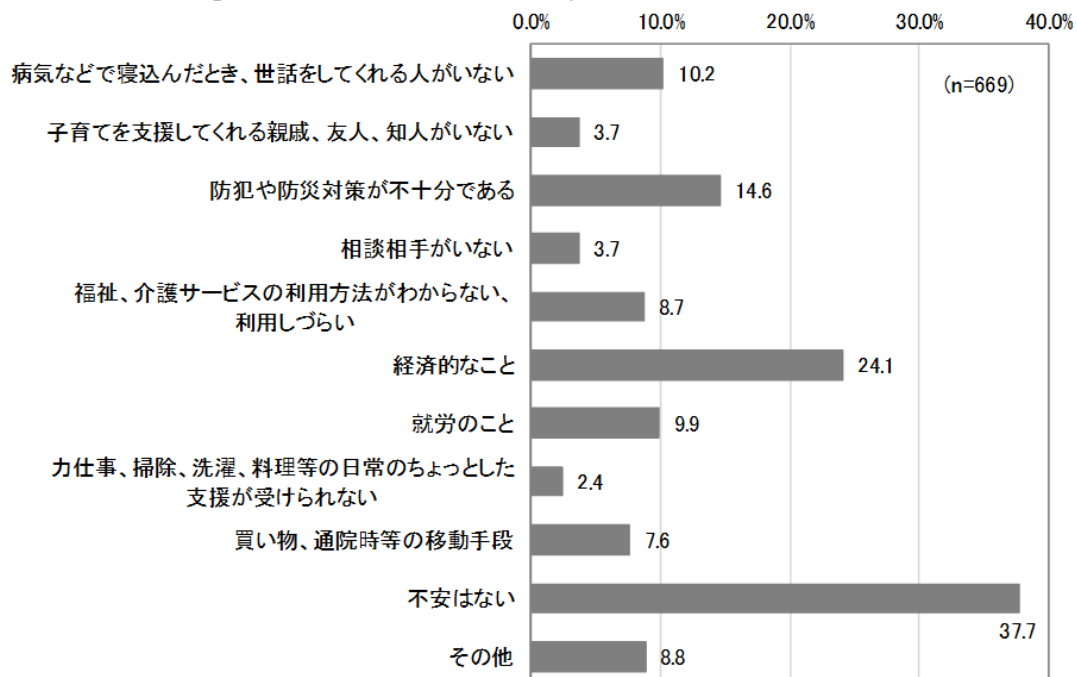
継続居住の希望は、「暮らしたい」が 47.4%で最も高く、次いで「わからない」が 20.3%、「できれば暮らしたい」が 18.7%となっています。

前回調査と比較すると、「暮らしたい」及び「できれば暮らしたい」が低くなっており、「わからない」が2倍程高くなっています。



■ あなた自身が日常生活で困っていること、不安なことは何ですか。【複数回答】

日常生活で困っていることは、「不安はない」が 37.7%で最も高く、次いで「経済的なこと」が 24.1%、「防犯や防災対策が不十分である」が 14.6%、「病気などで寝込んだとき、世話をしてくれる人がいない」が 10.2%となっています。

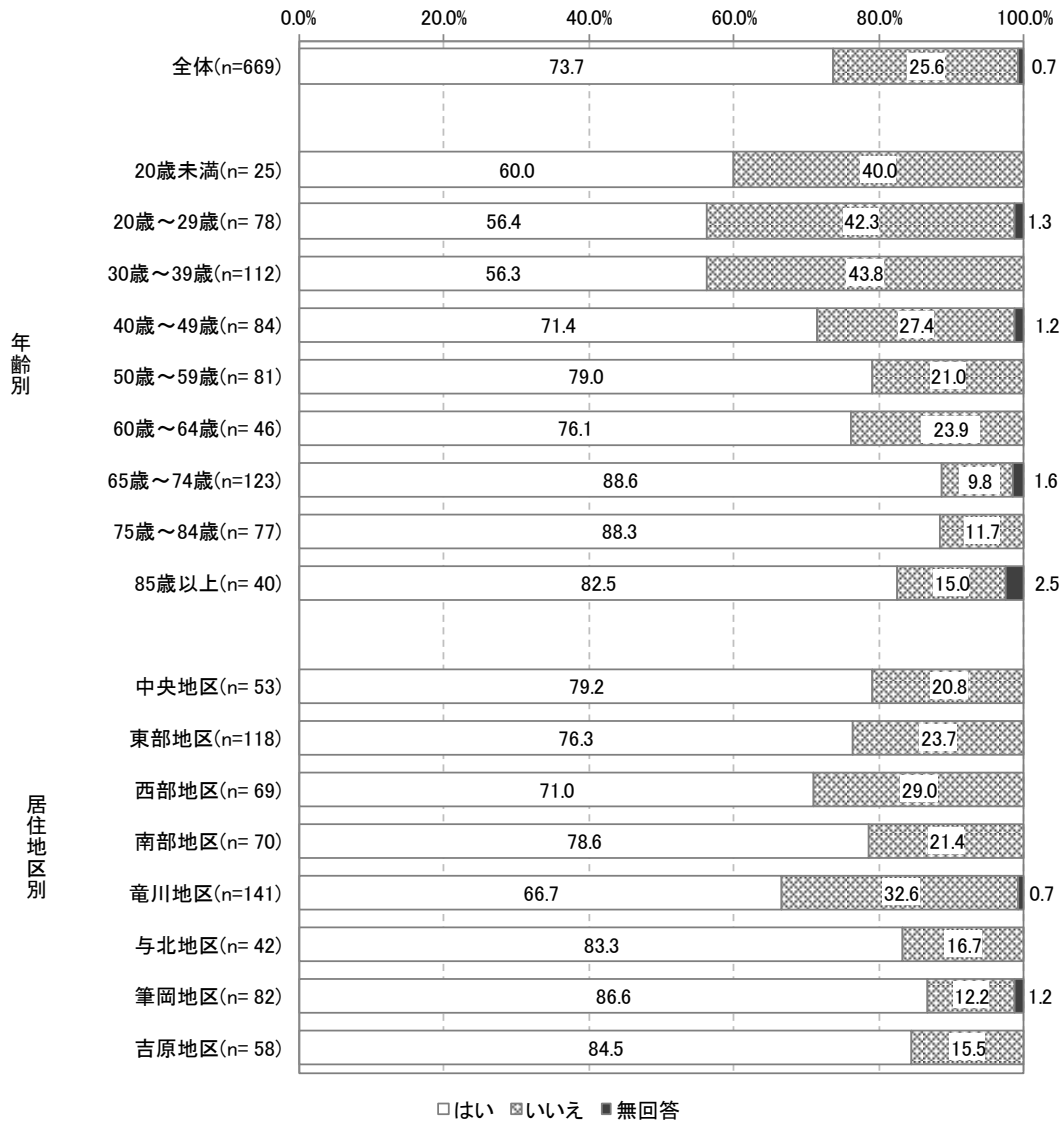


■ 現在、あなたの世帯は自治会に加入していますか【単数回答】

自治会に加入しているかは、「はい」が 73.7%、「いいえ」が 25.6%で、加入している割合が高くなっています。

年齢別でみると、30～39歳では加入していない割合が 43.8%と最も高く、20歳～29歳が 42.3%、20歳未満も 40.0%と続いています。

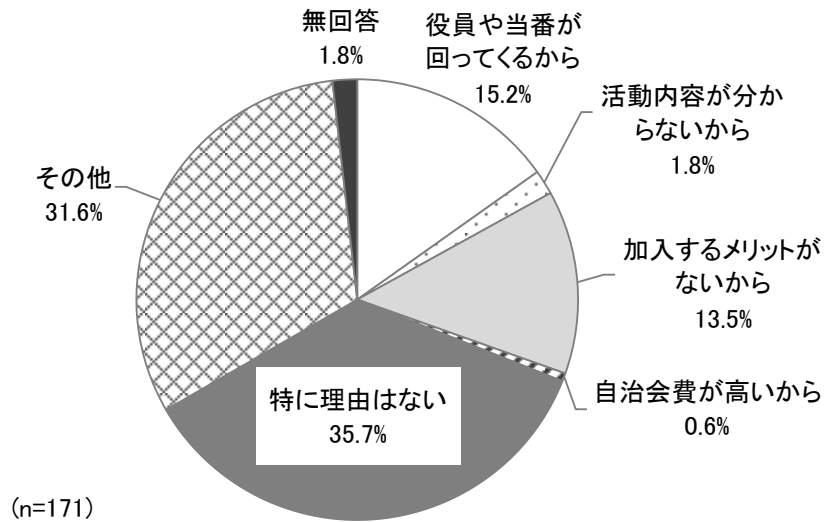
居住地区別でみると、加入していない割合は竜川地区で 32.6%と最も高くなっており、最も低い筆岡地区と比較すると 20.4 ポイントの差があります。



■ 自治会に加入していない最も大きな理由は何ですか。【単数回答】

自治会に加入していない理由は、「特に理由はない」が 35.7%で最も高く、次いで「その他」が 31.6%、「役員や当番が回ってくるから」が 15.2%、「加入するメリットがないから」が 13.5%となっています。

その他の内容を見ると、「自治会の存在を知らない(わからない)」、「誘われていない」、「自治会がない」等の記載がありました。

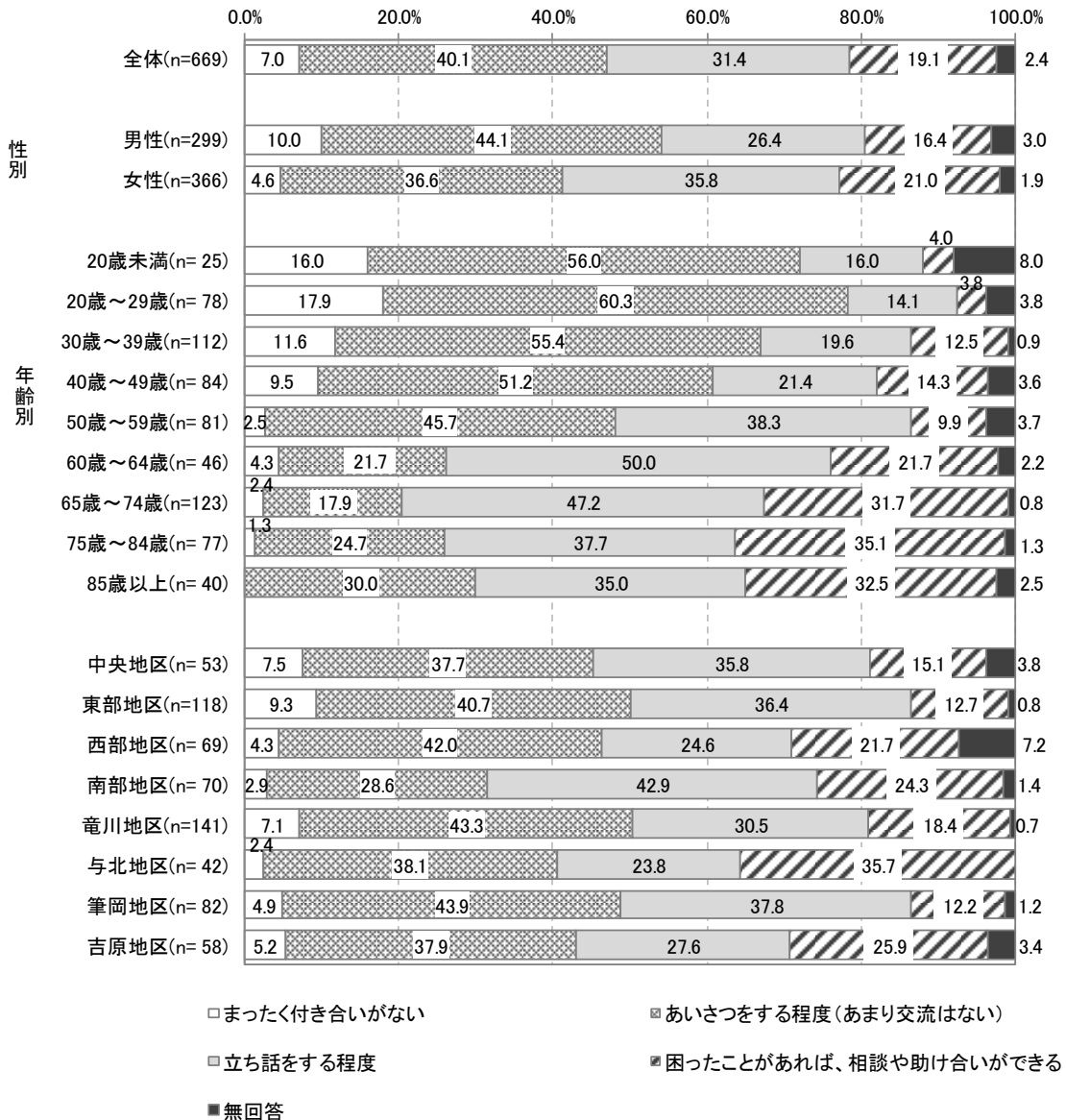


■ 日頃、どのような近所付き合いをしていますか。【単数回答】

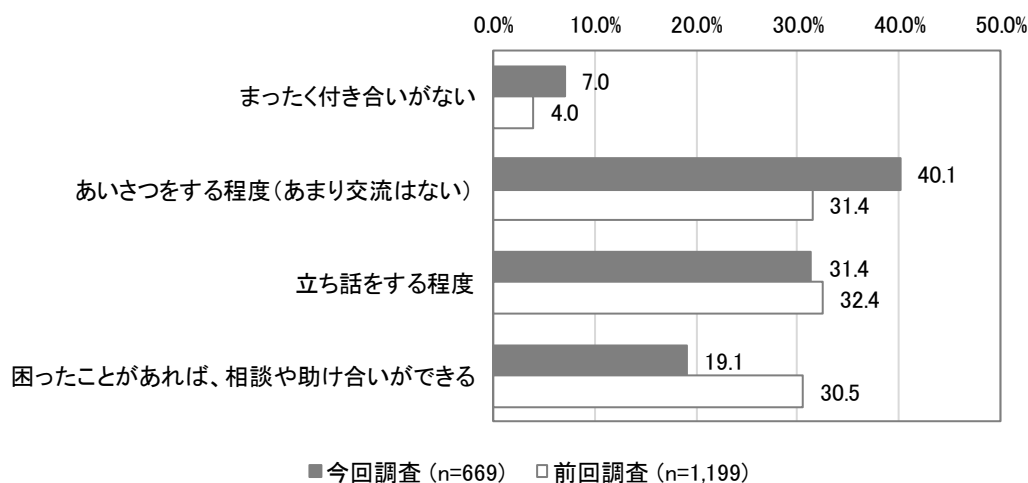
日頃の近所付き合いの状況は、「あいさつをする程度(あまり交流はない)」が 40.1%で最も高く、次いで「立ち話をする程度」が 31.4%、「困ったことがあれば、相談や助け合いができる」が 19.1%となっています。

性別で比較すると、「あいさつをする程度(あまり交流はない)」は男性の方が高く、「立ち話をする程度」は女性の方が高くなっています。

居住地区別に高い割合をみると、筆岡地区で「あいさつをする程度(あまり交流はない)」が 43.9%、南部地区で「立ち話をする程度」が 42.9%、与北地区で「困ったことがあれば、相談や助け合いができる」が 35.7%となっています。「まったく付き合いがない」は東部地区が 9.3%で最も高くなっています。

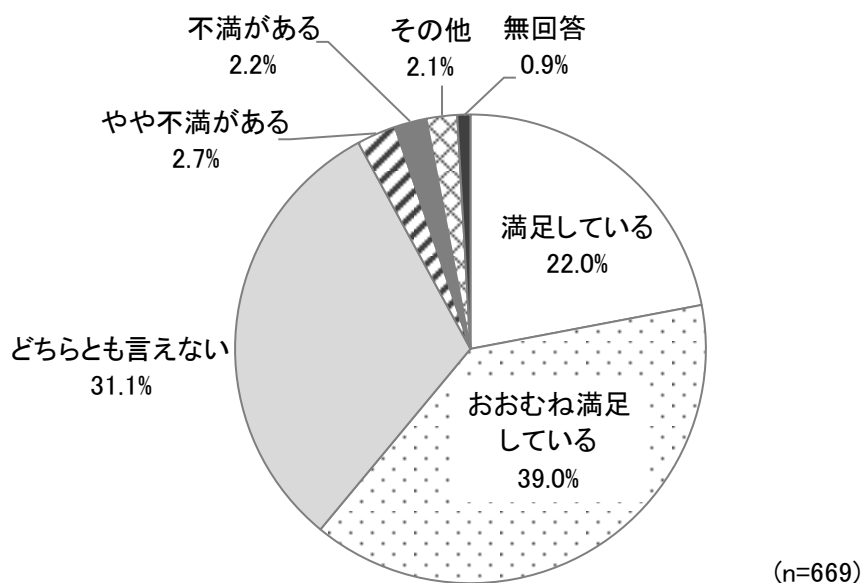


前回調査と比較すると、「まったく付き合いがない」及び「あいさつをする程度(あまり交流はない)」が高く、「立ち話をする程度」及び「困ったことがあれば、相談や助け合いができる」が低くなっており、近所付き合いの希薄化が進行していると言えます。



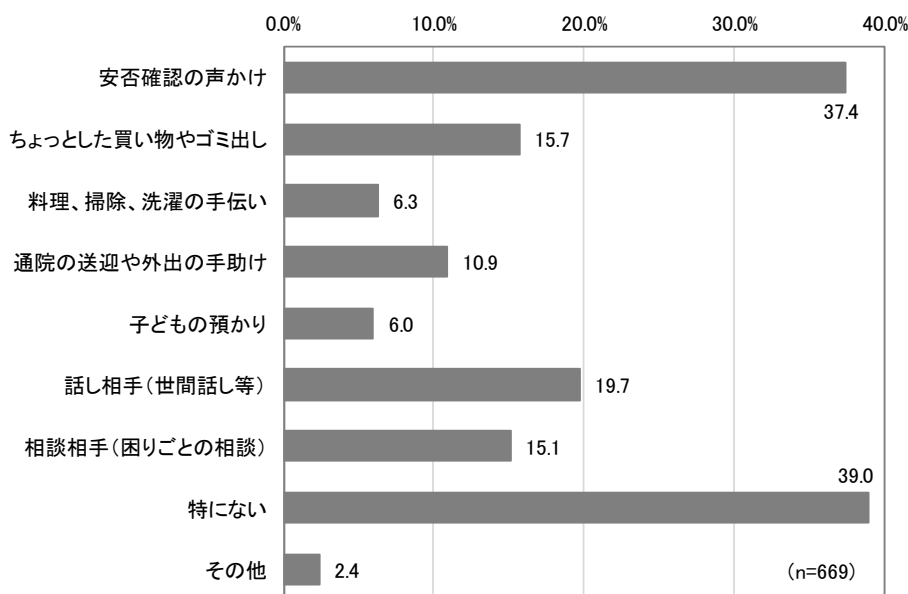
■ 現在の近所付き合いに満足していますか。【単数回答】

近所付き合いの満足度は、「おおむね満足している」が 39.0%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が 31.1%、「満足している」が 22.0%となっています。近所付き合いが少なくなっても、過半数以上が満足している状態にあると言えます。居住地区別に大きな差は見られませんでした。



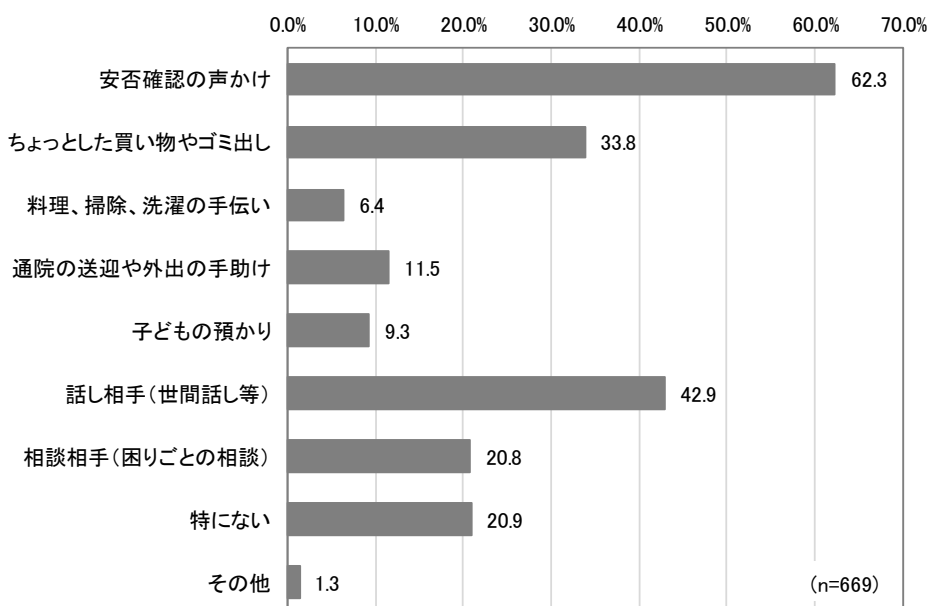
- もし日常生活が不自由になった場合、近所の人に手助けしてほしいと思うことは何ですか。
【複数回答】

近所の人に手助けしてほしいと思うことは、「特にない」が 39.0%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が 37.4%、「話し相手(世間話し等)」が 19.7%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」が 15.7%となっています。



- もし近くで困っている世帯があった場合、あなたが手助けを行えることは何ですか。
【複数回答】

手助けを行えることは、「安否確認の声かけ」が 62.3%で最も高く、次いで「話し相手(世間話し等)」が 42.9%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」が 33.8%、「特にない」が 20.9%となっています。手助けしてほしいと思うことと手助けを行えることでは、どちらも「安否確認の声かけ」が高くなっており、必要な手助けが行える状態にあると言えます。



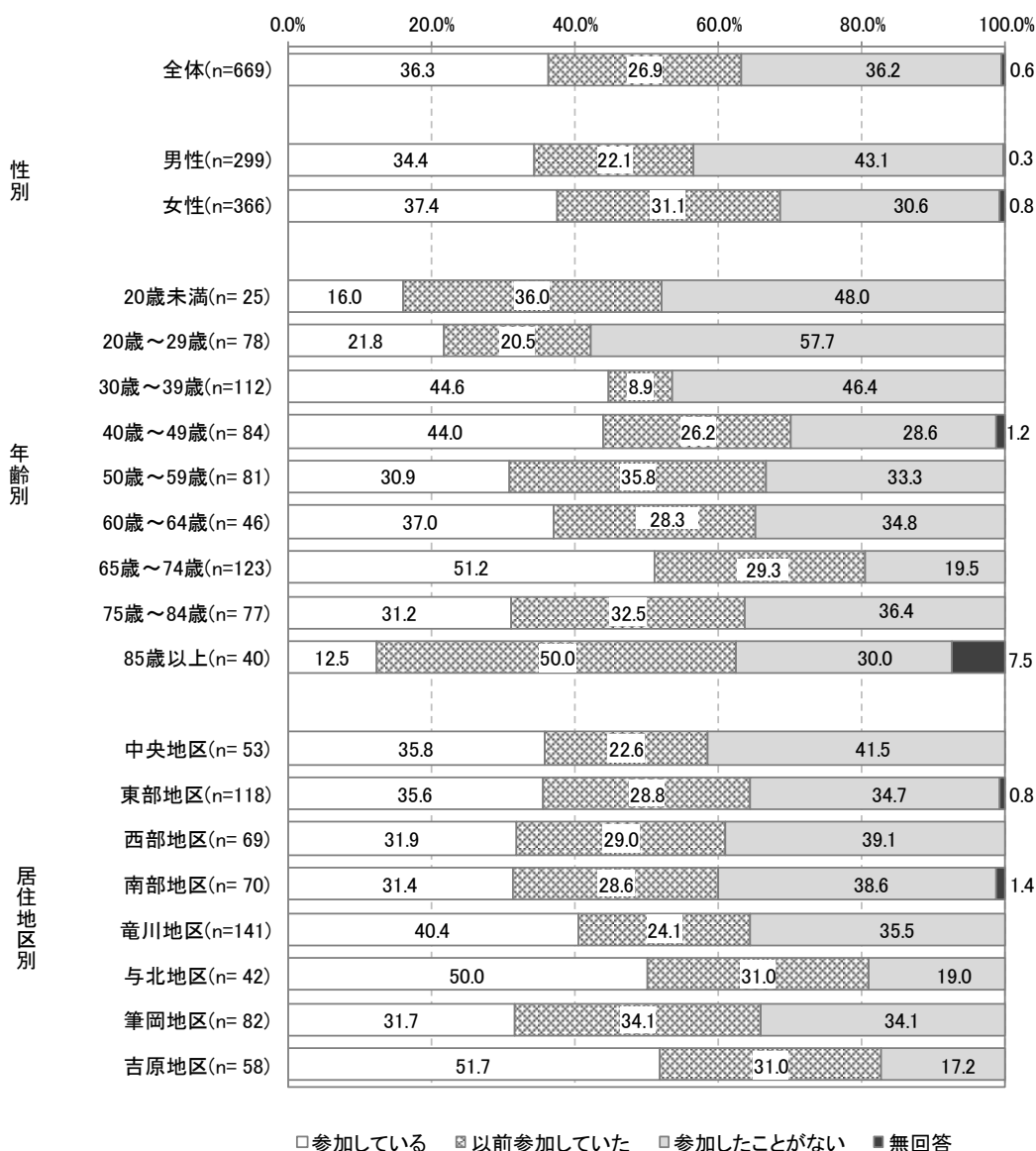
■ あなたは地域活動（PTA、子ども会活動、公民館まつりなど地域の行事、防犯、防災に関する活動など）に参加していますか。【単数回答】

地域活動への参加状況は、「参加している」が 36.3%で最も高く、次いで「以前参加していた」が 26.9%、「参加したことがない」が 36.2%となっています。

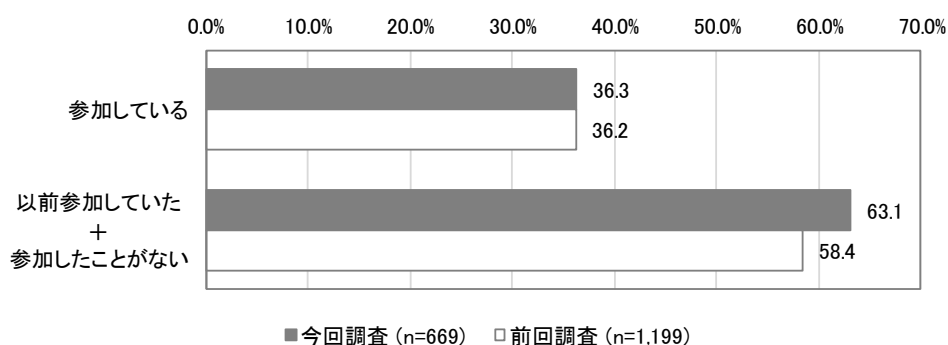
性別で比較すると、「参加したことがない」は男性の方が高く、「参加している」及び「以前参加していた」は女性の方が高くなっています。

年齢別に高い割合をみると、20～29 歳で「参加したことがない」が 57.7%、65～74 歳で「参加している」が 51.2%、85 歳以上で「以前参加していた」が 50.0%となっています。

居住地区別に高い割合をみると、与北地区及び吉原地区で「参加している」が 50%以上、筆岡地区で「以前参加していた」が 34.1%、中央地区で「参加したことがない」が 41.5%となっています。



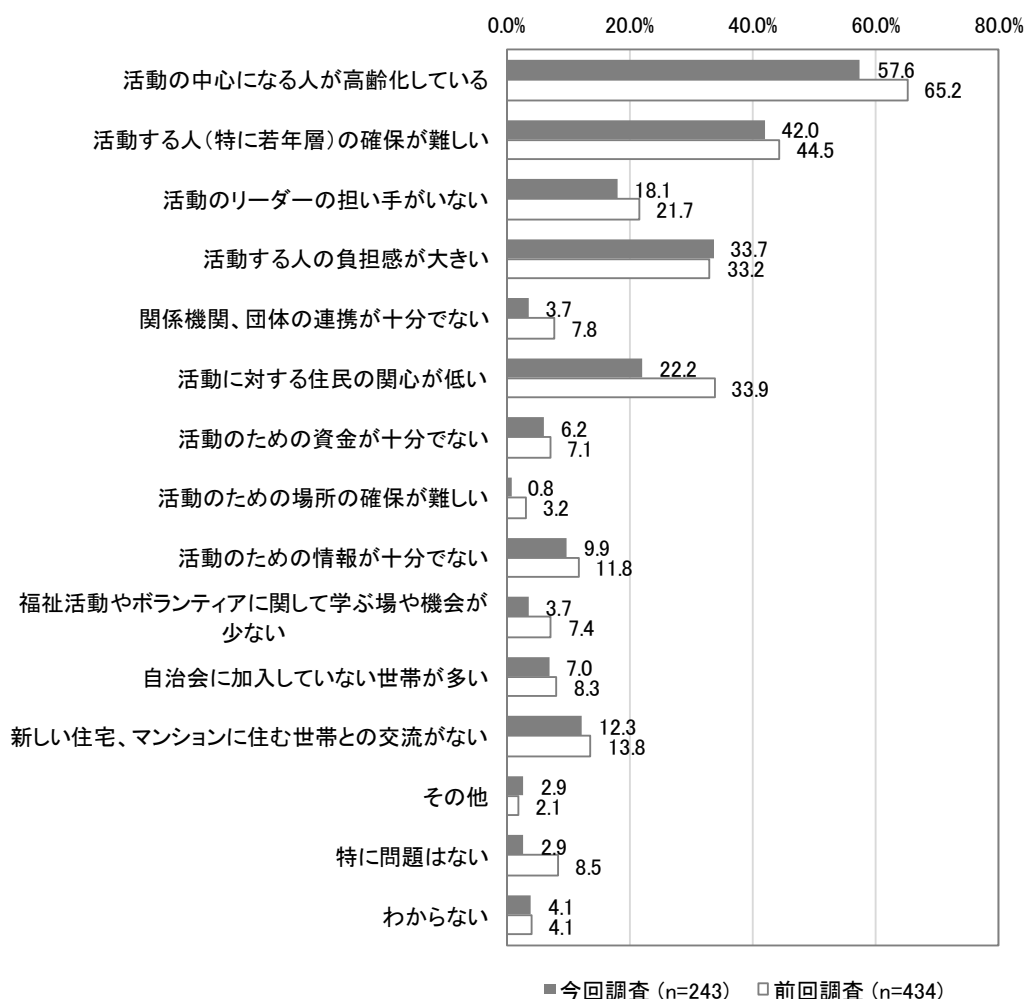
前回調査と比較すると、「参加している」がほぼ同率で、「以前参加していた+参加したことがない(参加していない)」が4.7ポイント高くなっています。



■ 地域活動をするうえでの課題は何だと思いますか。【複数回答】

地域活動をするうえでの課題は、「活動の中心になる人が高齢化している」が57.6%で最も高く、次いで「活動する人(特に若年層)の確保が難しい」が42.0%、「活動する人の負担感が大きい」が33.7%、「活動に対する住民の関心が低い」が22.2%となっています。

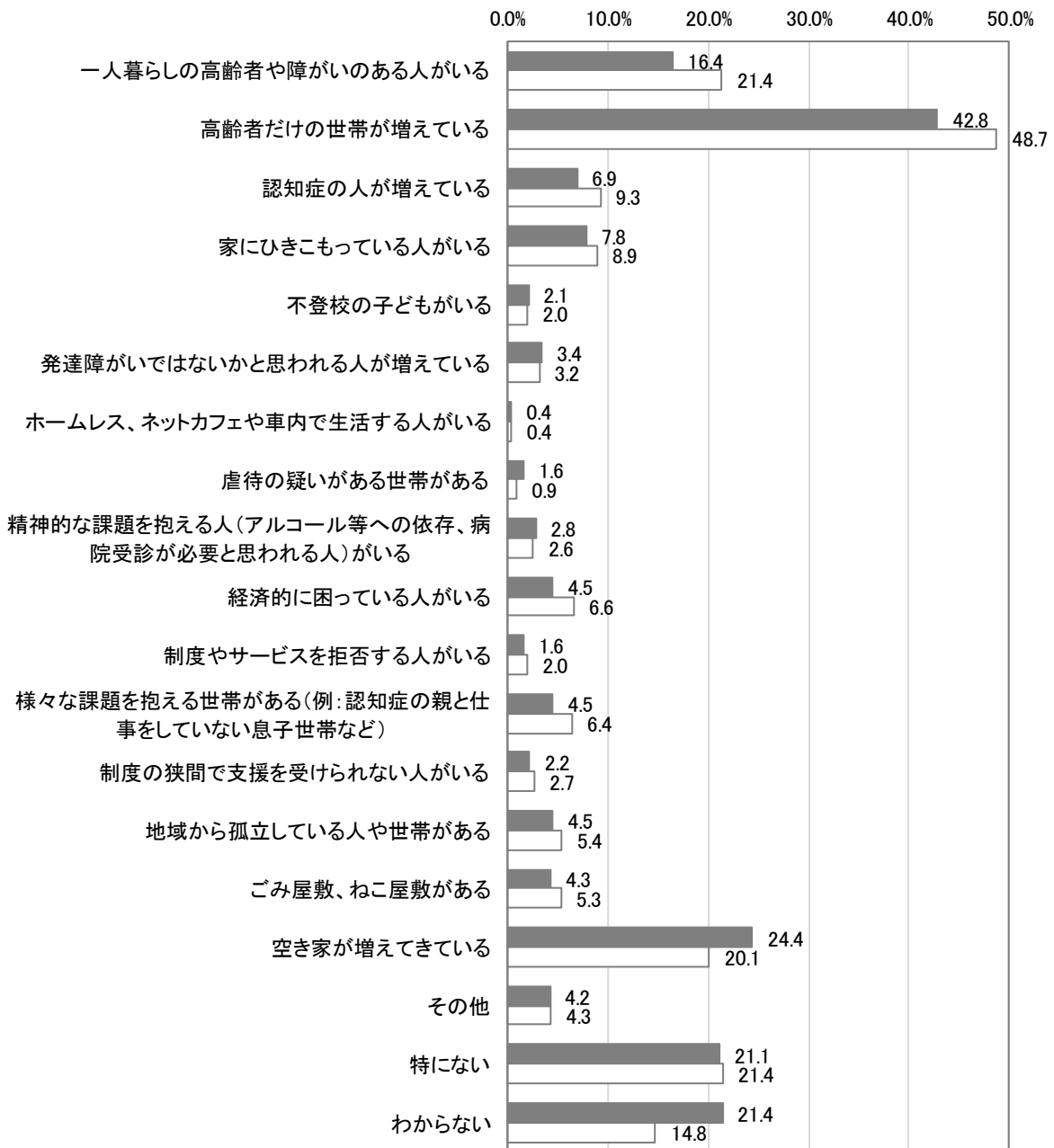
前回調査と比較すると、「活動する人の負担感が大きい」が若干高くなっており、「活動の中心になる人が高齢化している」及び「活動に対する住民の関心が低い」が7ポイント以上低くなっています。



■ 最近、あなたのお住まいの地域の中で「少し、気になるな」と感じることはありますか。
【複数回答】

地域の中で気になることは、「高齢者だけの世帯が増えている」が 42.8%で最も高く、次いで「空き家が増えてきている」が 24.4%、「わからない」が 21.4%、「特にない」が 21.1%、「一人暮らしの高齢者や障がいのある人がいる」が 16.4%となっています。

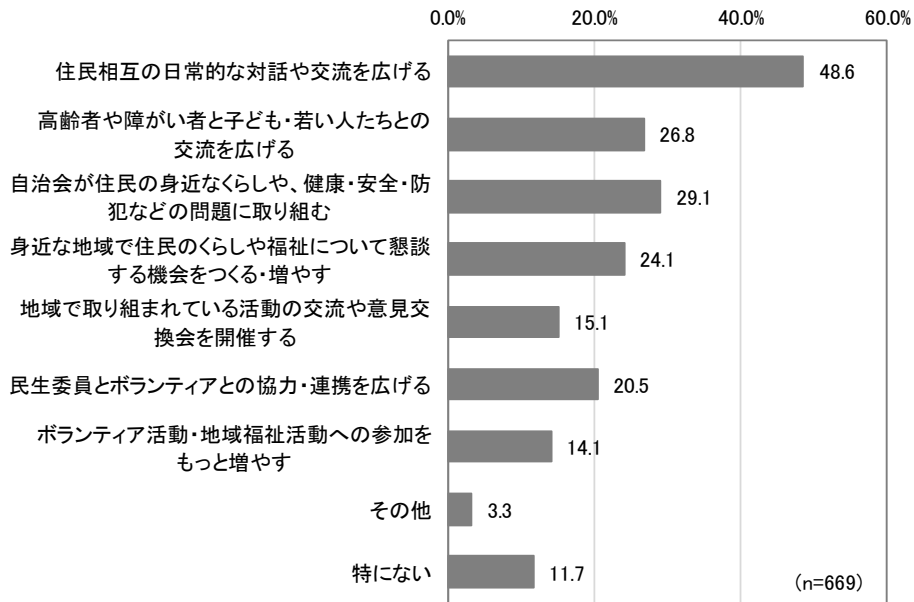
前回調査と比較すると、「空き家が増えてきている」及び「わからない」が4ポイント以上高く、「一人暮らしの高齢者や障がいのある人がいる」及び「高齢者だけの世帯が増えている」で5ポイント以上低くなっています。



■ 今回調査 (n=669) □ 前回調査 (n=1,199)

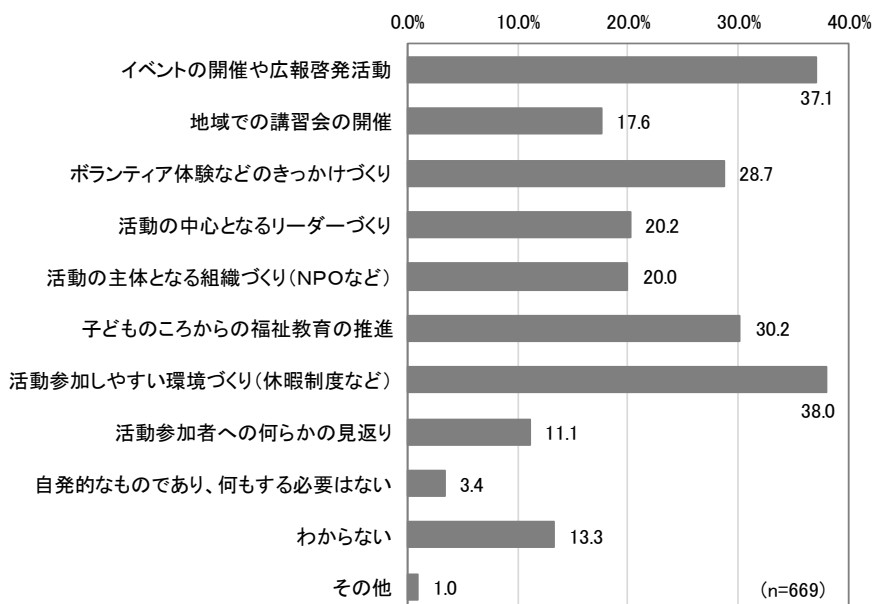
■ お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動）を進める上で、住民が取り組むべきことは何だと思えますか。【複数回答】

住民が取り組むべきことは、「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」が 48.6%で最も高く、次いで「自治会が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防犯などの問題に取り組む」が 29.1%、「高齢者や障がい者と子ども・若い人たちとの交流を広げる」が 26.8%となっています。近所付き合いが少なくなっていますが、交流を広げた方がいいと考えている状態にあると言えます。



■ 今後、地域での福祉活動を盛んにするためには、どのようなことが効果的だと思いますか。【複数回答】

福祉活動を盛んにするために効果的だと思うことは、「活動参加しやすい環境づくり(休暇制度など)」が 38.0%で最も高く、次いで「イベントの開催や広報啓発活動」が 37.1%、「子どもたちからの福祉教育の推進」が 30.2%、「ボランティア体験などのきっかけづくり」が 28.7%となっています。



4 団体ヒアリング結果の状況

(1) 市自主防災会連絡協議会

活動を行ううえでの課題

- ・善通寺市は災害が少ない地域であるため、防災意識が低い傾向にある。
- ・自治会の加入率が 55%程度となっている。
- ・若い世代を巻き込んだ活動の展開。
- ・民生委員・児童委員が把握している個人情報をもとに防災に活用していきたい。
- ・社会福祉においても災害活動を行ってほしい。(防災への認識を民生委員・児童委員等に広めてもらいたい)

行政との連携や取り組み、地域福祉推進のために必要と思うことについて

- ・広報等、防災の周知が必要。
- ・地区の放送が聞こえない→防災無線の充実。
- ・要支援者名簿の公表の検討。

(2) 市老人クラブ連合会

活動を行ううえでの課題

- ・会員数、新規加入者の減少。
 - ・会員数増のための PR の仕方が分からない。
 - ・役員のなり手不足、他団体と役員を兼任している人の増加。
 - ・地域活動のリーダー、ボランティアの確保が困難。
 - ・事務処理などの手伝いをしてもらえる人材の不足。
 - ・補助金の減少。
- 【竜川地区】
- ・8 地区の中で一番子どもの数が多く、住民が増加しているが、自治会に加入する人が少ない。
 - ・75 歳以上が 70%近くを占めている。

行政との連携や取り組み、地域福祉推進のために必要と思うことについて

- ・老人会員増、自治会員増について、行政で尽力してほしい。
- ・行政の組織として、事務作業を担ってくれる人材を公民館に配置の検討。

(3) 市民生委員児童委員協議会

活動を行ううえでの課題

- ・自治会加入者やサロン活動の参加者の減少。
- ・民生委員・児童委員数の減少（なり手不足）や入れ替わりの増加。
- ・一人の民生委員・児童委員が抱える家庭数や課題が大きくなりすぎてしまっている現状がある。
- ・緊急を要するときに民生委員・児童委員の相談先がない。
- ・見守りの人員の確保が困難となっている。（見守り対象者は増加している）

【竜川地区】

- ・災害時の避難場所が地域で具体的に決まっていない。
- ・朝ごはんを食べていない児童が1割いる。

【西部地区】

- ・小集落への移動手段について、介護タクシーの利用料が高く使えないケースが多い。

行政との連携や取り組み、地域福祉推進のために必要と思うことについて

- ・緊急を要するとき、民生委員・児童委員から社会福祉協議会や行政等への連携が365日24時間とれるようにしてほしい。
- ・世代、分野、課を越えた総合的窓口の設置の検討。
- ・空海号の小集落への乗り入れ、介護タクシーの減額（業者への助成金の増額）の検討。

(4) 市内中学生

善通寺市に足りないと思うもの（課題）

- ・遊ぶ所（ショッピングセンターや映画館）がない。
- ・児童センターや図書館などの人が集まる所がない。
- ・駅の利用者が少ないため、シンボルとなるようなイベントの開催、検討が必要。
- ・街灯を増やしてほしい。（通学路が暗い）
- ・車道と歩道の上にガードレールをつくってほしい。
- ・災害時の避難場所について知らない人が多い。

(5)子育てネットくすくす

活動を行ううえでの課題

- ・専門職（看護師・保育士）の確保。
- ・医療ケア家庭の受け入れが十分にできていない。（順番待ちとなっている）
- ・地域のボランティアの育成やネットワークが十分にできていない。
- ・サービスを利用していない家庭がつながりにくい。
- ・発達に不安を抱えている家庭や、ひとり親家庭、DV、虐待などへの対応。
- ・個別療育を強化していきたいが、スペースやトイレの確保が困難。

行政との連携や取り組み、地域福祉推進のために必要と思うことについて

- ・子ども発達支援センター（児童発達支援センター）の設置。
- ・医療ケア家庭の幼・保受け入れ体制の充実。（看護師配置）
- ・産後ケア（通所型・ホームステイ型）の設置。
- ・小中高生の居場所づくりの充実。（放課後に気軽に集まれる場所の整備）
- ・乳幼児家庭向けの防災訓練の実施。
- ・市独自での補助。（児童福祉施設への乳幼児の備品等）

■子育てネットくすくす利用者から

子育ての課題

- ・ゴミの収集が冬場は週1回しかなくなり、おむつのゴミなどの処分に困っている。
⇒子育て家庭にとってプラスチックゴミなどの未来クルパーク搬入は難しい。受付時間に限りがあり、負担が大きく出せない。
- ・子どもの分別意識の低下。
- ・支援センターは充実しているが、公園が少なく、利用しにくい。
- ・一時預かりの受け入れが充実していない。（出産・入院時、障がい児・医療ケア児の預かり場所、時間の延長）

行政への要望

- ・地域子育て支援拠点（広場）のスペースの確保。
- ・出産時にタクシー券（1万円）が提供されるが、ホームヘルパー券や商品券などにしてほしい。
- ・男性育休宣言を残業なし宣言にしてほしい。（短期型ではなく長期型に）
- ・発達相談の順番待ちの改善。
- ・相談先につながっていない家庭（母親）への支援や配慮についての検討。

(6) 地区社会福祉協議会

活動を行ううえでの課題

- ・地域活動リーダーの確保が困難。(人材不足・なり手不足)
- ・ボランティアが少なく、地域の希薄化が進んでいる。
- ・各種団体が集合しているため、地区社会福祉協議会としてのまとまりがない。
- ・自治会員、老人クラブ会員の減少。
- ・行事に参加する市民の固定化。
- ・事務的な作業をしてくれる人がいない。

【筆岡地区】

- ・農地が減ってアパートやマンションが増加し、新入居者が増えているが、連携や協力、接点を持つことが困難となっている。

【吉原地区】

- ・買い物難民の増加。

行政との連携や取り組み、地域福祉推進のために必要と思うことについて

- ・地区公民館を地域福祉の拠点にしていく。
- ・市の職員が各地区の行事に参加する。(市の職員が率先してボランティアに参加するといいい)
- ・地域福祉推進のための核づくりが必要。(保育園・小学校・公民館)
- ・福祉に関係する情報の提供、福祉についての啓発、福祉活動の中核になる人材の育成。
- ・福祉ボランティアの育成、ボランティアに参加したくなる環境の整備。
- ・事務費、人件費の補助の検討。
- ・地区をさらに細分化(小グループ化)し、見守り等の活動をしていくことが必要。

(7) 希望の家(しょうがい者生活支援センターふらっと)

活動を行ううえでの課題

- ・マンパワー不足
 - 相談員一人当たりが抱える障がい者の数が多い。
 - サービスを利用しない相談業務に手が回らない状態となっている。
 - 計画相談を受け、計画をつくってもヘルパー不足で対応できていない。
- ・障害分野は介護保険のような制度がまだ整っていない。
- ・65歳以上の障がい者が介護のサービスに移り変わっていない現状にある。
- ・当事者が地域と関わる機会が少なくなっている。
- ・災害時に助け合えるつながりづくりが必要。(避難訓練等)
- ・障がいを抱えている人は入りづらい条件がある自治会があり、自治会に入れない障がい者が多くいる。
- ・放課後児童クラブなどに専門職がいない。
- ・小学生になってから相談にくるケースの場合、教育分野との連携が難しい。

行政との連携や取り組み、地域福祉推進のために必要と思うことについて

- ・避難場所への合理的配慮についての検討。(地域の人たちからの理解を得る。当事者像を知ってもらう取り組み等)
- ・障害分野と高齢分野との連携。
- ・縦割りではなく、横のつながりを意識した体制づくり。

(8)市社会福祉協議会

活動を行ううえでの課題

- ・支え合いの基盤が弱まっている。(人間関係の希薄化、自治会未加入世帯の増加、自治会や地区社会福祉協議会の機能の脆弱化)
- ・災害や地域への関心や危機感が薄い。
- ・地域活動への参加者が少なくなっている。若い方の参加が少ない。
- ・地域活動のリーダーの担い手が不足している。
- ・地区担当制を引いているが、様々な業務との兼任により地域支援が十分できていない。(現在5名で8地区を担当しているが、理想は1名1地区の担当制)
- ・地区によって公民館の協力が差がある。地域活動の活性化のためには拠点の体制整備が必要。
- ・寄付金、社会福祉協議会費、共同募金等の減少により、地域福祉財源が不足している。
- ・生活困窮者自立支援事業について、就労の体験や中核的な就労の場がない。
- ・引きこもりや生活困窮などの課題が自分でも起こりうる身近な問題であるという理解や、障がいや認知症、LGBT などについての正しい理解が地域において行き渡っていない。
- ・個人情報の問題や情報共有の難しさ。
- ・縦割りの仕組み(組織内、組織外共に)の改善。

行政との連携や取り組み、地域福祉推進のために必要と思うことについて

- ・行政の担当各課がつながるネットワーク会議(庁内会議)
- ・行政の中に地域福祉担当部署や地域共生社会の実現のための統括部署の設置についての検討。
- ・地区ごとの地域福祉活動を充実させるための体制づくり。
- ・地域活動の人材育成(地域の生活課題を調整するソーシャルワーカーなどの技能習得者の育成)
- ・コミュニティ協議会の設置、公民館のコミュニティ機能の強化等のための積極的な取り組み。
- ・現在取り組んでいる事業、活動の充実。
- ・縦割りの仕組みの改善。(相談事が解決できるように、横のつながりの強化)
- ・市民の暮らしの現状について(特に一人暮らしの人)正しい情報の把握。

5 地域福祉を取り巻く主要課題

以上の現状、アンケート調査結果、団体ヒアリングを踏まえると、計画策定にあたっての課題は以下のようになっています。

視点 1 地域福祉の担い手・リーダーの育成

- 市民アンケートでは現在地域活動をしていない人が6割以上を占める結果となっています。また、地域活動をする上での課題として、「活動の中心となる人の高齢化」「活動する人(特に若年層)の確保が難しい」が上位となっており、活動の担い手がいない現状にあります。特に若い世代への働きかけ等が今後必要となっています。
- ヒアリングにおいても、民生委員・児童委員の担い手や自治会、老人クラブの役員不足が課題としてあがっており、役員の掛け持ちなど、一部の人への負担が大きくなっている状況がみられます。地区社会福祉協議会や市老人クラブ連合会から、地域のリーダーの不足という課題もあげられており、人材確保のみではなく、地域福祉の担い手やリーダーとなる人材の育成が重要です。



地域での支え合いを進めていくためには、市民全体の地域福祉への理解や関心を高めていくことが必要です。本市では福祉意識が低い傾向がみられるため、市民と地域に関わる人が地域福祉に関心を持ち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を行うことが求められています。さらに、人材確保のため、地域を支える人の育成と活用のための支援を今後行っていく必要があります。

視点 2 地域のつながり・支え合いの基盤の構築

- 本市の人口は減少傾向にあり、高齢化率も上昇しています。高齢化が進むにあたり、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症の人が増加していくことが考えられます。コミュニティでの見守りが今後ますます重要となっており、そうした中、身近なコミュニティで多世代の市民同士が助け合うことが一層求められます。
- 市民アンケートから、近所付き合いについて、前回調査から「まったく付き合いがない」、「あいさつをする程度」が増加しており、地域の希薄化の進行がみられました。また、地域福祉活動を進めるうえでは「住民相互の日常的な対話や交流を広げる」取り組みが重要と感じている市民が多く、地域のつながりの強化を目指していく必要があります。
- ヒアリングにおいても、地域の支え合いの基盤の弱まりやつながりの希薄化を問題視している意見がありました。



本市では市民同士の交流が年々減少している現状にあり、地域の希薄化が進行しています。高齢者の見守りや災害などの緊急を要する時などに市民同士で助け合いができる地域を目指していくために、日頃から地域でつながりを持つことが重要です。地域共生社会の実現に向けて、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進していく必要があります。

視点3 地域活動の拠点づくり

- 市民アンケートでは、日頃地域で集まる場所は「集会所」が約4割となっていました。
- ヒアリングにおいては、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会から公民館を地域福祉の拠点にしていきたいという意見がありました。しかし、地区ごとで公民館の協力体制が異なっている現状にあり、拠点としていくためには、体制整備が必要となっています。
- また、中学生から、遊ぶ所や児童センター・図書館など人の集まる所がないという意見もありました。



地域福祉活動を推進していくためには、拠点づくりが必要不可欠です。本市では、それぞれの団体では拠点が定まっている状況にありますが、地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、市民の誰もが利用でき、情報共有することができる拠点づくりを整備していく必要があります。

視点4 防災意識の向上

- 市民アンケートでは、日常的に困っていることとして、「防犯や防災対策が不十分である」が上位にあげられています。また、地域の防犯・防災活動に参加している人の割合が12.8%にとどまっていることから、地域の防災訓練への参加促進等、災害に備えての意識啓発が求められます。
- ヒアリングにおいては、乳幼児家庭に特化した防災訓練や、避難場所への合理的配慮や障がい者への理解などを求める声がありました。また、中学生からは、地区の避難場所を知らない人がいるという意見もあり、子どもから大人まで、地域で暮らす様々な人を対象とした防災活動をしていく必要があります。



今後の災害に備えて、いざというときに迅速に対応できるように、防災意識の底上げが求められています。また、避難場所の周知だけではなく、災害時に助け合いができるよう、日ごろから隣近所の人のことや、高齢者や障がい者、難病者などの、避難行動要支援者を把握する体制づくりが必要です。

視点5 包括的な支援体制の基盤整備

- 市民アンケートの結果は、日常生活で困っていることでは「経済的なこと」、地域の中で気になることでは「高齢者だけの世帯が増えている」が1位となっています。
- ヒアリングでは、今後必要と思うことについて、希望の家から「障害分野と高齢分野との連携」、市社会福祉協議会から「縦割りの仕組みの改善」、民生委員児童委員協議会から「世代、分野、課を越えた総合的窓口の設置の検討」といった意見があり、分野を超えた支援体制が必要とされています。



地域の中には様々な悩みや問題を抱えた市民が暮らしています。また、一人ひとりが抱える問題は複雑化、多様化してきている現状にあります。高齢者のみならず、障がい者、子ども、子育て家庭、生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える市民への包括的な支援体制を整備し、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を目指していく必要があります。

第3章 計画の推進体系

1 第3次計画の基本理念

第5次善通寺市総合計画では、善通寺市の将来像として「住んでみたい・住みつづきたいまち 善通寺 ～人をつなぎ 世代をつなぐ 地域力～」を掲げ、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指しています。

本計画は、市や社会福祉協議会、地域、市民が一体となって支え合い・助け合いのまちづくりに取り組むことで、安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、第2次計画に引き続き「地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げます。

～第3次計画の基本理念～

地域で支え合い、誰もがその人らしく安心して暮らせるまちづくり

2 第3次計画の基本目標

本市の現状や課題を踏まえつつ、基本理念で目指すまちづくり、また、地域共生社会の実現に向け、第2次計画の基本目標を引き継ぎつつ、基本目標4を一部変更し施策を展開していきます。

I 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化 (地域での支え合いの強化)

誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近な地域で支え合う仕組みを強化し、それぞれの地域の困りごとや心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考えていくことが大切です。地域の助け合いが役割分担を設けるなどの強制されることなく、気軽に助け合いができる環境づくりに努めます。

また、市民が中心となり、関係機関と連携を図りながら多様化する課題に向き合うことができる地域を目指し、地域ぐるみの支援体制の充実を図っていきます。

Ⅱ 地域福祉活動推進のネットワークの場づくり

官民協働の重層的な地域福祉ネットワークの構築

援助を必要とする人の困りごとが早期に発見され、必要なサービスに適切につながるために、市民、民生委員・児童委員、ボランティアグループなどの連携による見守り活動と、専門機関、行政や社会福祉協議会等が協働し、課題解決に取り組んでいく仕組みづくりを行っていきます。

Ⅲ 福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手 (共感者、参加者)づくり

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、市民意識の高揚に向けた福祉教育等に取り組んでいく必要があります。

今後も福祉分野と教育(学校教育、生涯学習)の分野の連携、協働や自治体や専門機関など、制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、市民、ボランティアなどによる支援の担い手が、それぞれの専門分野を尊重し、参加、協働、連携といった取り組みを進め、福祉意識の向上を目指していきます。

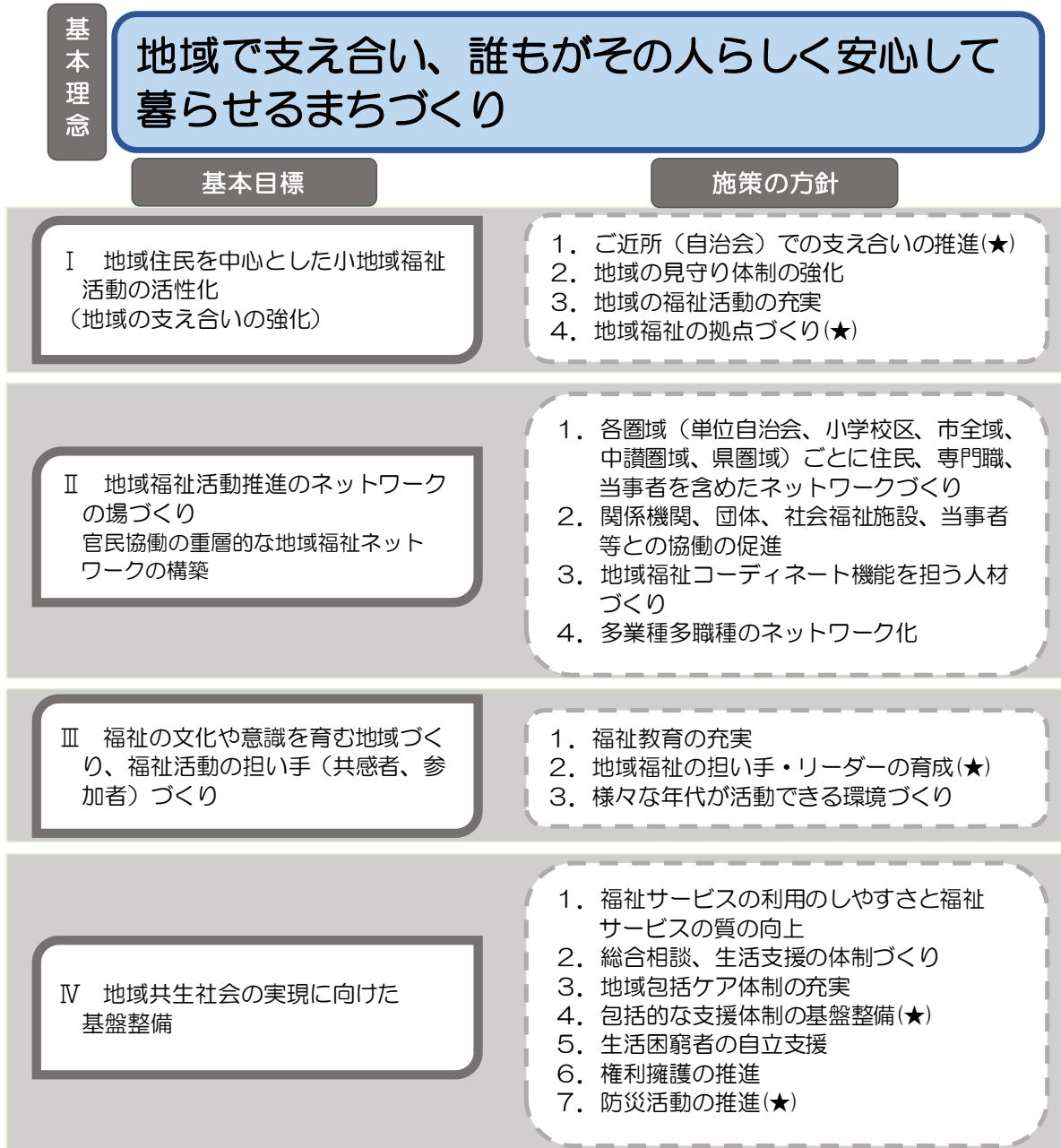
Ⅳ 地域共生社会の実現に向けた基盤整備

生活や福祉課題の多様化、複雑化のために当事者の力や市民の支え合いだけでは解決できないケースや、個人情報の問題や社会的に孤立しているために困りごとを抱える世帯が表面化せず、その状況が深刻化していくケースが増加しています。市民の参画と協働が必要となるなかで、地域課題を「他人事」ではなく「我が事」して捉える地域づくりを推進していく必要があります。また、生活上の困難を抱える市民への包括的な支援体制を整備し、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築を目指していきます。



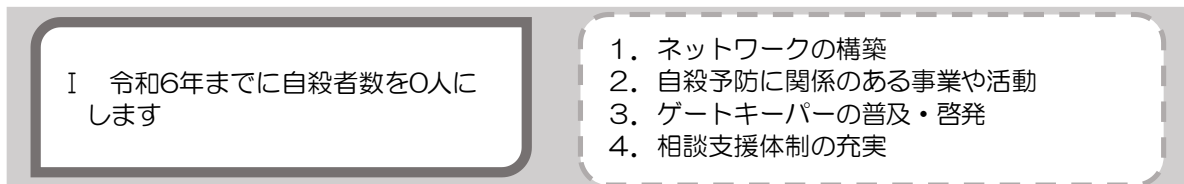
3 第3次計画の施策体系

地域共生社会の実現に向け、以下を第3次地域福祉計画の施策体制とし計画を推進していきます。



★印は計画の重点施策となっています。

自殺対策基本計画



第4章 具体的な取り組みと今後の方向性

基本目標 1 地域住民を中心とした小地域福祉活動の活性化 (地域の支え合いの強化)

(1) ご近所（自治会）での支え合いの推進

地域では、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護の援助が必要な方や、障がいを持つ方など生活のしづらさを抱えて暮らしている世帯が増加しています。また、人間関係の希薄化が進み、孤立する世帯や、自治会への加入を負担に思うなどの理由で自治会に加入する世帯も減少しています。

地域に暮らす一員として、身近な生活課題を地域の課題として捉え、誰もが暮らしやすい地域にするために、日頃から支え、支えられるお互いさまの関係を築き、助け合える仕組みづくりに向け、住民一人ひとりの支え合いの意識向上を図っていきます。



【重点施策 地域のつながり・支え合いの基盤の構築】

住民同士で助け合いができる地域を目指していくために、日頃から地域でつながりを持つておくことが重要です。地域共生社会の実現に向けて、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進していきます。

市民一人ひとりができること

- 身近な人とのあいさつや、声を掛け合う関係をつくりましょう。
- 自治会や老人クラブ等の活動に参加しましょう。
- 身近な相談相手をつくりましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 地域の人と交流できる機会をつくり、様々な人の参加を促しましょう。

市における取り組み

- 自治会活動における取り組み内容の情報提供を広報誌等で行うなど、自治会活動への参加を促進します。
- 住民同士の支え合い活動の推進に向けて、その支え手となる支援者の養成に取り組みます。

(2) 地域の見守り体制の強化

本市では、地区支え合い会議や見守り活動推進連絡会、民生委員児童委員協議会において、生活課題を抱えるケースなどの様々な課題について、関係者や民生委員・児童委員、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの相談支援機関と検討・協議を行っています。

誰もが地域の中で孤立することなく、自分らしく暮らしていくために、身近に暮らしている要援護者や児童等の異変や課題に気がつき、民生委員・児童委員や関係機関につなぐなど、早期発見・早期対応ができる見守り体制づくりを推進していきます。

市民一人ひとりができること

- 隣近所等で見守りが必要な人を把握し、気にかけるようにしましょう。
- 見守ることで、自分も見守られることにつながるという「お互い様」の意識をもちましょう。
- 気になることがあれば、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、関係機関に相談しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 地域における見守り活動の大切さを啓発しましょう。
- 地域の活動団体が話し合う場をつくり、地域で見守りが必要な人や、気になる人の情報を、プライバシーに配慮しながら共有し、地域での見守り体制づくりを進めましょう。

市における取り組み

- 市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、専門機関と連携し、地区支え合い会議の実施を支援します。
- 地域課題の把握に努めます。
- 地域子育て支援センターでの3世代交流や市民との交流などの機会の提供、育児サークルの紹介により子育て家庭が孤立しないように努めます。
- 生活支援等サービス協議会を定期的に開催していきます。
- ヘルプマーク・ヘルプカードの推進をしていきます。
- 善通寺市高齢者等見守り・SOS ネットワーク「見守ってねっと」事業を推進していきます。

(3)地域の福祉活動の充実

地域には自治会や老人クラブ、地区社会福祉協議会、自主防災会など様々な活動を行う団体のほか、学校や企業などが存在します。これらの団体は地域を構成する一員として重要な役割を担っており、地域福祉活動の母体ともなりえるものです。こうした各種団体と連携をとりながら、それぞれの活動が活性化できるよう支援を行っています。

また、市民の身近な相談役、市民と行政、専門機関へのつなぎ役として地域福祉活動の中核を担う民生委員・児童委員と連携し、地域の状況や課題を把握していくため、市職員が地区民生委員児童委員協議会の定例会や、主任児童委員、健康推進員の研修会へ出席するなど、活動の情報共有を行い、支援に努めています。

今後も各団体の活動への支援を行い、地域の福祉活動のさらなる充実を図っていきます。

市民一人ひとりができること

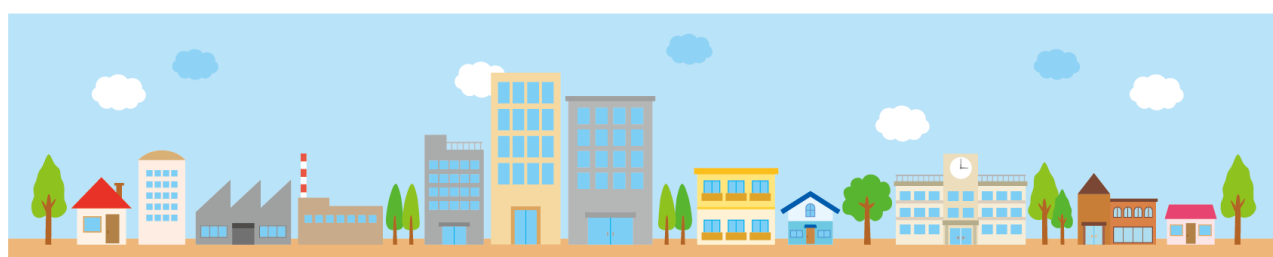
- できる範囲で、主体的に地域の活動に参加しましょう。
- ボランティア活動に積極的に参加し、体験を伝え、仲間を増やしましょう。
- 隣近所でお互いに声をかけあうなど、参加しやすい雰囲気をつくりましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 活動内容の広報、啓発を行いましょ。
- 地域の一員として、積極的に地域福祉活動に参加、協力しましょう。
- 市民がボランティア活動について、学べる機会をつくりましょう。

市における取り組み

- 各種団体への財政的支援を行います。
- 各種団体の情報収集周知に努めます。
- 民生委員・児童委員と連携を強化し、情報の共有を深めていきます。
- 主任児童委員や健康推進員の研修会等へ出席し、情報共有・連携の強化を図ります。
- 自治会への加入率向上のため、啓発活動の強化を行います。
- 健康推進員への支援を行っていきます。



(4) 地域福祉の拠点づくり

本市では民生委員・児童委員、健康推進員、自主防災会、市民のグループ活動等で地域交流の活動拠点として公民館が活用されています。しかし、公民館の自主活動はできておらず、貸館のみの運営となっている現状にあります。

地域で暮らす誰もが利用でき、交流や情報共有や情報発信ができる拠点づくりに向けて、公民館の運営形態だけではなく、空き家や学校の空き教室等の利用も含め検討をしていきます。



【重点施策 地域活動の拠点づくり】

地域福祉活動を推進していくためには、拠点づくりが必要不可欠です。

市民の誰もが利用でき、情報共有することができる拠点づくりの整備・充実に取り組みます。

市民一人ひとりができること

- 身近な人との情報交換や相談をしあえる関係をつくりましょう。
- 身近な地域の中で、みんなで気軽に集える場をつくりましょう。
- 公民館や自治会集会場を積極的に利用しましょう。
- 地域の活動拠点で行うサロン活動や行事等に誘い合って参加しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 利用可能な施設やスペースの提供など、地域活動に協力しましょう。
- 障がい児(者)や認知症の人など、誰もが交流の場に参加できるよう開催方法を工夫しましょう。
- 地域の行事やサロン活動など交流の場の周知に協力しましょう。

市における取り組み

- 公民館の運営形態について、市民の地域福祉活動の拠点として利用できるよう検討します。
- 地区公民館の情報発信や拠点づくりに努めていきます。
- 空き家などを活用し、コミュニティスペース・コワーキングスペースの開設を検討していきます。
- 地域支え合いセンター「ここ家」の事業の啓発や広報に努めます。

基本目標 2 地域福祉活動推進のネットワークの場づくり 官民協働の重層的な地域福祉ネットワークの構築

(1)各圏域（単位自治会、小学校区、市全域、中讃圏域、県圏域）ごとに 住民、専門職、当事者を含めたネットワークづくり

本市では、行政内部で個別課題、地域課題について、解決に向けた縦割りにならない施策立案、資源開発のための連絡調整、ネットワークの強化を図っています。

平成 27 年度から、定期的に地域個別ケア会議を開催し、個別課題の解決を支援するために、行政、医師等の専門職、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護サービス事業所等と協議を行っています。

また、各地区ごとに、地区社会福祉協議会役員会、福祉委員会、見守り活動推進員連絡協議会で地域課題の検討や見守り活動中の課題について協議を行っています。

今後もネットワークを強化していくことで、市民が抱える課題に対し横のつながりを意識した支援を行っていきけるよう努めていきます。

市民一人ひとりができること

- 地域の一員であるという自覚を持ち、地域にはどのような機関があるのか調べてみましょう。
- 話し合いの場には積極的に参加しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 個人情報などプライバシーに配慮しながら情報共有に努めましょう。
- 積極的に他団体や関係機関と連携をとり、ネットワークを強化していきましょう。

市における取り組み

- 個別課題、地域課題の解決、情報共有手法の構築を推進します。
- 地域個別ケア会議を開催し、個別課題解決を支援していきます。

(2) 関係機関、団体、社会福祉施設、当事者等との協働の促進

複合的な課題を抱えるケースが増加する中、今後、専門職や関係機関団体、社会福祉施設等の多職種が連携、協働し、生活のしづらさを抱える方やその世帯を地域でトータルに支える仕組みを促進しています。

障がい者部門では、周辺の2市3町の担当で構成される中讃西部圏域障害者担当者会議および、中讃西部圏域自立支援協議会を組織しており、市町間で施策情報の提供や連絡調整を行うためのネットワークを構築しています。

今後も様々な分野での協働を行っていきけるよう、支援体制を強化していきます。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 各団体や行政などが主催する会議や研修会などに積極的に参加し、関係者と「顔のみえる」関係を築きましょう。

市における取り組み

- 中讃西部圏域障害者担当者会議や中讃西部圏域自立支援協議会において、市町間で施策情報の提供や連絡調整を行います。

(3) 地域福祉コーディネーター機能を担う人材づくり

制度の狭間にある課題、複合的課題を抱える市民への対応が増加している傾向にあることから、高齢者、障がい者、児童、保健などの各分野別のワーカーの協働、新たな地域福祉資源の開発、地域におけるネットワークの構築をすることができる人材の育成、配置に取り組んでいきます。

市民一人ひとりができること

- 地域の課題について考えてみましょう。

関係機関における取り組み

- 市民からの様々な相談に応じ、生活課題や福祉課題の解決に向けて各分野別のワーカーの協働、新たな地域福祉資源の開発、地域におけるネットワークを構築するため、専門職としてのコミュニティ・ソーシャルワーカー^{*}や生活支援コーディネーターの育成、配置を促進します。

市における取り組み

- コミュニティ・ソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの役割や具体的な業務を把握しつつ、随時財政的支援を行います。
- コミュニティ・ソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの育成、配置に必要な支援を行っていきます。

※コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）とは

地域において、生活上の課題を抱える人々の生活圏や人間関係など環境面を重視した支援を行い、適切なサービスに結びつけるとともに、新たなサービスを開発したり公的制度との調整を行ったりするスタッフのことです。

(4)多業種多職種のネットワーク化

地域で生活をしていく中では、医療や介護、福祉分野に限らず、多くの業種、多くの職種と関わっています。一つひとつの業種や職種が単独に対応していくのではなく、ネットワークを活用し、一貫した支援体制の整備に努めていくことが重要です。

現在、各窓口の相談を通じて把握された消費者被害については、消費生活センター等と連携・対応をしており、家族介護教室や介護支援専門員連絡会などで消費生活センターの職員を招き消費者被害防止の研修会を開催しています。

また、認知症や障がいを起因とする徘徊に対し、多業種多職種の参加による「善通寺市高齢者等見守り・SOS ネットワーク『見守ってねっと』」を構築しており、行方不明になった時の発見と保護に努めています。

今後、より一層ネットワークの構築に努め、そのほかの地域の問題等にも対応していきます。

市における取り組み

- 障がい者について、2市3町で組織する自立支援会議において情報共有に努めていきます。
- 家族介護教室や介護支援専門員連絡会などで消費者被害防止の研修会を開催、被害防止の広報・注意喚起を行い、消費者被害防止を推進していきます。
- 「善通寺市高齢者等見守り・SOS ネットワーク『見守ってねっと』」事業の充実・周知に努めます。
- 関係団体連絡会や情報共有の連絡会など、ネットワークの構築に努めます。



基本目標3 福祉の文化や意識を育む地域づくり、福祉活動の担い手（共感者、参加者）づくり

(1)福祉教育の充実

福祉の心を醸成し、市民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、障がいのあるなしや、年齢等に関わらず、自らを含めた全員がかけがいのない社会の一員であるという意識を持つことが重要です。

本市では、平成25年度から「善通寺市高齢者と障がい（児）者等が行方不明になったときのためのSOSネットワーク」、令和元年度からは「善通寺市高齢者等見守り・SOSネットワーク『見守ってねっと』」事業において、事前登録、訓練、研修会を実施し、市民の主体的な福祉活動への参加を促しています。

また、平成30年度には西中学校において、インスタントシニア体験を実施しました。

地域には、福祉施設等で従事する福祉の専門的知識を持った関係者や福祉系の大学があり、さらには福祉活動を実践しているNPO法人など、福祉教育の実践者となりうる人がたくさんいます。そのような人たちの協力を得ながら、市民への福祉教育の推進に今後も取り組んでいきます。

市民一人ひとりができること

- 地域福祉に関心を持ち、高齢者や障がいのある人への理解を深めましょう。
- 福祉学習や体験の機会に参加しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 福祉の理解を促進する機会を設けましょう。
- 学校における福祉学習への支援を行いましょ。

市における取り組み

- 認知症や障がい者理解などの福祉のテーマを学校教育、まちづくりの中に取り入れます。
- 市民を対象とした障がい者理解のための各種講演会の開催に努めます。
- インスタントシニア体験実施に向けて、教員への研修や教具の借用など必要な支援を行っていきます。
- 「善通寺市高齢者等見守り・SOS ネットワーク『見守ってねっと』」事業の周知、訓練・研修会の開催を行います。

(2) 地域福祉の担い手・リーダーの育成

市民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動をさらに活性化させていくため、市社会福祉協議会に地域福祉活動での中心的な役割を担うリーダーやキーパーソン等を育成するよう業務委託を行っています。また、市からは各種ボランティア団体へ補助金により支援を行っており、地域福祉活動を充実させ、活動において中心的な役割を担う人材育成を図っています。

地域福祉の担い手不足の課題に対し、活動参加へのきっかけづくりや育成体制を整備していきます。



【重点施策 地域福祉の担い手・リーダーの育成】

地域での支え合いを進めていくためには、市民全体の地域福祉への理解や関心を高めていく必要があります。

福祉意識の向上に向け、市民と地域に関わる人が地域福祉に関心をもち、主体的な参加が得られるよう意識啓発を積極的に行っていきます。

さらに、人材確保のため、地域を支える人の育成と活用のための支援について充実を図ります。

市民一人ひとりができること

- ボランティアや担い手の養成講座や活動に積極的に参加しましょう。
- 自分でも参加できそうな活動がないか調べてみましょう。
- 自らが福祉サービスの受け手であると同時に、担い手であることを意識しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 市民の誰もが参加しやすい活動を目指しましょう。
- 豊富な知識や経験を持っている人、やる気のある人等に活動への参加を呼びかけましょう。
- 福祉講座やイベント等を開催し、福祉教育を進めましょう。

市における取り組み

- 各種ボランティア団体への補助金等により支援を行いながら、活動状況を把握していきます。
- 各種団体の充実・強化を支援します。
- 地域福祉の担い手育成の研修会の実施について検討をしていきます。
- 介護予防サポーター養成講座を開催し、地域福祉の担い手を育成します。

(3)様々な年代が活動できる環境づくり

地域の希薄化が進行していることにより、地域福祉活動を担う人材、特に若い世代の人材不足、地域活動への関心の低下が問題となっています。

高齢者は、これまで培ってきた経験や知識、ネットワークが豊富にありますが、身体的な課題から活動の機会が減っている現状にあります。これから迎える2025年問題、2040年問題に対応していけるよう、高齢者をこれからの地域福祉を支えるマンパワーとして捉える必要があります。

本市では、「介護予防サポーター養成講座」、「イキイキときめき大学」等を開催しており、市民一人ひとりが活躍できる環境づくりに努めています。

また、社会福祉協議会が運営しているボランティア・市民活動センター「ボランティア家」では、ボランティアや市民活動の拠点、情報や交流が生まれる拠点として、情報掲示や活動の相談支援、ボランティア活動についての啓発や情報提供を行っています。

子どもから高齢者まで、幅広い年代の人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるよう、きっかけづくり、活動の場の確保に努めていきます。

市民一人ひとりができること

- 健康や生きがいづくりに努めましょう。
- 自分自身の経験や能力・技術を地域で活かしましょう。
- 地域の行事に子どもや家族を誘って一緒に参加するように努めましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 子どもから高齢者までの多様な世代が参加し、交流できる行事の企画・運営に努めましょう。
- 若い世代のボランティア活動に対する理解を深め、参加につながるような取り組みを積極的に推進していきましょう。

関係機関における取り組み

- ボランティアグループやNPO法人の相談に応じ、必要な協力や支援を行います。
- ボランティア・市民活動センター「ボランティア家」を拠点に、ボランティアグループの活動、市民活動団体や個人の生きがいの発表の場として、『ミニ作品展』を実施し、広く市民の方が利用できる話し合いの場などとしても無料開放し、活動がつながっていくよう支援します。
- 活動の支援として、ボランティア保険や活動財源の確保について各種助成金の情報等についても相談支援をします。

市における取り組み

- 初心者スポーツ教室(ソフトテニス・少林寺拳法・空手道・柔道・剣道・レスリング)を実施します。
- 各種講座の充実を図ります。
- 認知症サポーター養成講座内容の充実を図ります。
- 地域貢献活動の担い手を育成する取り組みを行っています。
- 家族介護教室を開催し、介護している家族等に対して、適切な介護知識・技術の習得、介護者同士での意見交換やリフレッシュが図られるよう努めます。

基本目標 4 地域共生社会の実現に向けた基盤整備

(1) 福祉サービスの利用のしやすさと福祉サービスの質の向上

福祉に関する情報は多岐にわたっており、内容も複雑となっています。福祉サービスを必要とする方に必要な情報が届くような情報提供の工夫や体制づくりを行い、情報を一元的に提供できる仕組みや公的制度をわかりやすく周知していく方法を検討し、実施します。

本市では、これまで認知症ケアパス、在宅医療・介護情報マップを作成し、全戸・関係機関に配布するとともに、直接地域に出向き、介護予防の啓発を行ってきました。

今後も、福祉サービスの情報を、市ホームページや市民の目にとまり、手にとってもらいやすいパンフレットの作成により情報発信に努めていきます。

市民一人ひとりができること

- 市の福祉や保健等の計画に興味を持ち、どのような施策や支援があるのかを理解しましょう。
- 広報等を利用し、福祉サービスについての情報を収集しましょう。
- 困っている人に声を掛け合い、相談窓口につなげましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 福祉の制度やサービスの情報提供を行きましょう。

市における取り組み

- 本市ホームページ上において、生活の困りごとや相談ごとについての案内を行います。
- 「暮らしの便利帳」を全戸配布していきます。
- ホームページで手当、医療、保育所等の子育て支援情報や、行事についての情報発信をしていきます。
- 認知症ケアパスと在宅医療・介護情報マップの改訂版を作成します。
- パンフレット、広報、市ホームページの介護サービス等の情報を充実させます。

(2) 総合相談、生活支援の体制づくり

市民の困りごとが深刻化しないためにも、なるべく早い段階で相談でき解決できる仕組みづくりが必要とされています。

本市では、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組むため、毎月開催される地区民生委員児童委員協議会定例会等へ出席し、活動についての理解と協力を行っています。

現在、高齢者や障がい者、子どもなど、それぞれ対象者ごとの相談窓口が設置されているほか、行政相談、人権相談など相談内容ごとの相談事業も実施されていますが、相談窓口が市民の身近にあり、相談しやすい環境を整え、困りごとが解決できるように、どこの相談窓口からも支援につながる相談機関の相互連携等の体制づくりを推進していきます。

市民一人ひとりができること

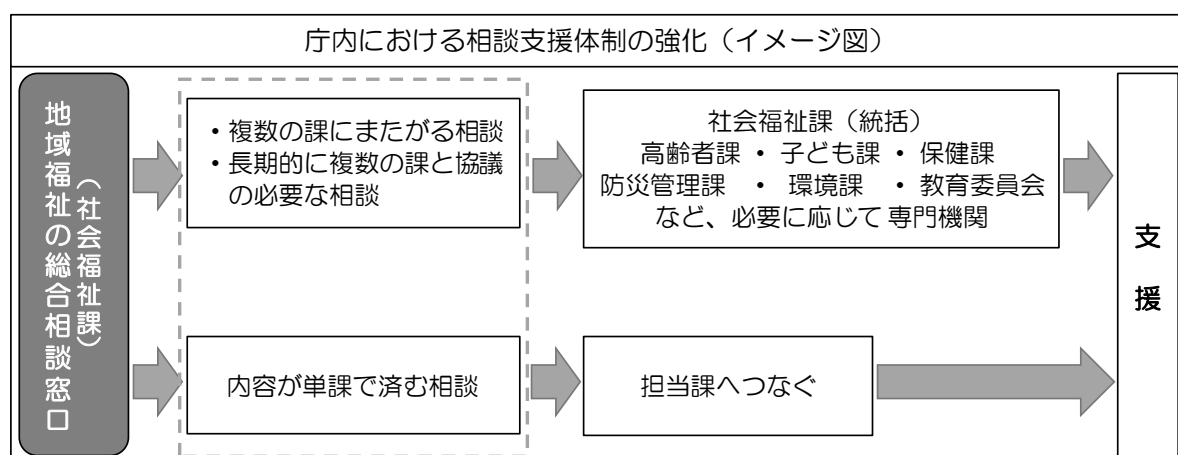
- 民生委員・児童委員活動の理解に努め、活動に協力しましょう。
- ひとりで悩まず、家族や友人、相談窓口等に相談してみましょう。
- 知り合いが困っているときは、相談窓口等を紹介しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- ケースに応じて公的な相談窓口や専門機関に伝えましょう。
- できる範囲で市民からの日常生活の中での不安や気がかりなことの相談を聴くよう努め、必要に応じて関係機関につなぎましょう。

市における取り組み

- 心の相談窓口を設置しています。
- 障がい者相談員を配置し、相談支援に努めています。
- 地区民生委員児童委員協議会定例会等へ出席し、民生委員・児童委員からの相談や要望等に対応していきます。
- 民生委員・児童委員活動の支援を行います。
- 市民や民生委員・児童委員からの相談を受け、相談内容に応じて、情報提供や助言を行ったり、適切な関係機関へつなぐ等の対応に努めていきます。
- 総合相談窓口、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターについての役割の周知啓発に努めます。
- 地域福祉に関する相談は、ワンストップ型のサービスを提供できる体制づくりに努めます。



(3) 地域包括ケア体制の充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加する中、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、多様な主体と市が協働しながら地域全体で支え合う「互助」の体制を整えていくことが重要です。

本市では、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、「支え合い助け合いの仕組みづくり」の基本施策として、「善通寺市高齢者等見守り・SOS ネットワーク『見守ってねっと』」、生活支援サポーターやちよこっと号の見守り、高齢者総合台帳の整備、生活支援サービス体制の構築、在宅医療・介護連携や地域ケア会議の促進を掲げ、地域ケア体制の深化、推進を目指した事業に取り組んでいます。

今後は、必要な支援を包括的に提供するという、「地域包括ケアシステム」の考え方を高齢者分野だけでなく、児童や障がい者、生活困窮者など、他の福祉分野にも応用し、地域の資源を最大限に活かしていくように努めていきます。

市民一人ひとりができること

- 近所の高齢者がいる世帯を把握しましょう。
- 行政や関係機関と連携し、体制づくりに協力しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 行政や関係機関と連携し、体制づくりに協力しましょう。

市における取り組み

- 地域における見守りをはじめ、精神障がい者等にも対応した地域包括ケアシステムを推進していきます。
- 地域包括ケア推進会議を開催し、地域包括ケアシステムの推進に努めます。



(4) 包括的な支援体制の基盤整備

これまで、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などの分野ごとにそれぞれの相談窓口を中心に支援体制の整備を進めてきました。しかし、世帯全体の高齢化や複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの対応だけでは課題の解決は難しくなっており、包括的に受け止められる相談支援体制の整備に努めていく必要があります。

本市では、包括的な相談支援体制の整備に向けて、すべての人が年齢や状況を問わず、それぞれのニーズに応じた適切な支援が受けられる「地域づくり」を推進していきます。



【重点施策 包括的な支援体制の基盤整備】

「地域共生社会の実現」に向け、他人事を「我が事」に変えていくような地域への働きかけをする機能を有し、地域における複合的な課題を丸ごと受け止める場となる役割を果たせる「包括的な相談支援体制」の構築を目指します。

また、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などの相談支援体制では対応が困難な中、課題が複合化・複雑化しているケースや制度の狭間にあるケースに対し、福祉分野を超えて組織内の調整を図るとともに、各分野の縦割りの支援ではなく、様々な部署にわたる相談内容を整理し、関係機関や相談窓口との連携・調整を図り、総合的に支援を行う体制の充実を図ります。

市民一人ひとりができること

○自身やその家族に困りごとや心配ごとがある時は、積極的に相談窓口を利用しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

○困りごとや心配ごとを抱えている人を見かけたら、相談窓口につなぎましょう。

市における取り組み

○関係機関や相談窓口との連携・調整を強化し、総合的に支援を行う体制づくりに努めます。

(5)生活困窮者の自立支援

市社会福祉協議会に委託している自立相談支援事業について、重要案件は市と支援調整会議を開催し、必要であれば関連する専門職を加えて検討しています。また、生活保護者の就労支援については、社会福祉課内に就労支援員を配置し、窓口や電話での相談支援や、ハローワークと連携を取り、支援を行っています。

今後も地域において、生活困窮者が自立した生活を送ることができるよう、関係機関とのネットワークを活用しながら、相談、就労などの支援に努めていきます。

市民一人ひとりができること

- 地域で生活のしづらさを抱えている方がいないか気にかけてみましょう。
- 困っている人がいたら相談機関や民生委員・児童委員を紹介しましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 地域で生活に困っている人を早期発見・把握するように努め、把握した際は、本人の承諾を得たうえで関係機関につなぎましょう。

関係機関における取り組み

- 関係機関とのネットワークづくり、社会資源との連携や開発などに取り組み、適切な事業運営をしていきます。

市における取り組み

- 生活保護者の就労支援のため、就労支援員を配置し、ハローワークと連携をとり支援をしていきます。
- 生活困窮者自立支援事業を充実、強化します。

(6) 権利擁護の推進

認知症などによって、判断能力の十分でない高齢者や心身機能が低下している高齢者、児童、障がい者に対しての虐待や詐欺行為が社会的に問題となっています。

また、判断能力の十分でない認知症高齢者、重度の知的障がい者、精神障がい者等は適切な福祉サービスを選択し、利用することが困難となっていることから、誰もが安心してサービスの提供を受けられるような方策が必要となっています。

本市では、引き続き権利擁護についての啓発活動、高齢者・障がい者・子どもの権利擁護の相談・対応など権利擁護の推進に取り組み、専門機関との連携強化にも努めていきます。

また、成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年4月15日法律第29号）に基づいた地域連携ネットワークの中核機関を設置し、専門職や関係機関による「協議会」を開催するとともに、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者や後見人等により「チーム」を支援するしくみづくりに取り組みます。さらに、制度の普及啓発に努め、制度利用につなげるとともに、今後の制度利用の増加を見込み、新たな担い手としての市民後見人の養成や市民後見人、親族後見人などの活動支援にも取り組みます。

市民一人ひとりができること

- お互いの人権を尊重し、思いやりをもって人と接しましょう。
- 権利擁護や男女共同参画、人権等について知識を深めましょう。
- 支援が必要な人や、虐待が疑われる場合には行政等に相談をしましょう。
- 養護者等は、虐待を予防するためにカウンセリングや当事者会への参加などで、心のケアをしましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 高齢者・障がい者・子どもの虐待が疑われる人を発見した際には、速やかに相談機関に通報しましょう。
- 成年後見制度の利用が必要な人や消費者被害のリスクが高い人を把握した際には、相談機関に連絡しましょう。

市における取り組み

- 成年後見制度に関する相談支援を一体的に取り組むため、中核機関を設置し、体制強化を図ります。
- 権利擁護についての啓発活動を行います。
- 虐待の相談・対応体制の強化を図ります。

(7)防災活動の推進

本市では、防災意識の向上に努めていますが、避難場所を知らない子どもたちもいる現状となっています。また、高齢者や障がい者、小さな子どもがいる家庭などが参加できる防災活動を推進していく必要もあります。

市全体の防災意識向上のため、防災意識の啓発に取り組みつつ、避難行動要支援者に対する個別計画の作成、福祉部局で、要支援者名簿の担当を定める等の要支援者対応を拡充・推進していきます。



【重点施策 防災意識の向上】

今後の災害に備えて、いざというときに迅速に対応できるように、防災意識の向上と避難場所の周知を図ります。

また、災害時に助け合いができるよう、日ごろからの地域の体制づくりを推進します。

市民一人ひとりができること

- 地域の防災・防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 災害時に速やかに安否確認、声かけができるように日頃から隣近所で交流を深めましょう。
- 防災・防犯に対する意識を深め、災害時の対応の準備をしておきましょう。
- 高齢者のみの家庭や障がい者、小さな子どもがいる家庭を、日頃から気にかけてみましょう。

地域の組織や団体、事業者ができること

- 定期的に防災訓練を行うよう努めましょう。

市における取り組み

- 避難場所の周知や、避難所での合理的配慮に努めます。
- 避難行動要支援者名簿および個別計画を作成し、支援体制の整備に努めます。
- 避難行動要支援者の避難訓練の実施に努めます。
- 福祉避難所の拡充に努めます。

第5章 自殺対策基本計画

1 誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指して

我が国では、病気や生活苦に加えて、精神疾患や人間関係の悩み、過労やいじめなど、様々な問題が重なって、人々が自殺に追い込まれていく状況が依然としてあります。平成 22 年に、自殺者が急増した平成 10 年以降では初めて自殺者数が3万人を下回りました。その後は減少傾向にあるものの、依然として尊い命が失われている状況に変わりはなく、国際的に見ても、依然深刻な状況にあります。平成 18 年の自殺対策基本法や平成 19 年の自殺総合対策大綱、また平成 24 年の自殺総合対策大綱が見直しなどにより、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを明示し、国や地域における自殺対策の強化が図られているところです。

自殺とは、特殊なある個人や一部の限られた社会の問題ではありません。自殺は、全ての市民に降りかかりうるリスクであるとして市をあげて取り組むべき課題であり、また、自殺は人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスであるという認識のもと、善通寺市自殺対策基本計画を策定し、市民・関係機関・団体などが協働、連携し合いながら、誰も自殺に追い込まれることのない善通寺市を目指していきます。

なお、本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項にある「市町村は、自殺対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策を定めるもの」として、自殺予防につながる施策を重点的に取り組むために、次の 5 つの基本方針の下で、推進されます。

1. 生きることの包括的な支援として推進します。

- ・社会全体の自殺リスクを低下させます。
- ・生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やします。

2. 関連施設との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます。

- ・様々な分野の支援との連携を強化します
- ・地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度との連携を図ります。
- ・精神保健医療福祉施策との連携を図ります。

3. 対応の段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させます。

- ・自殺の事前対策のさらに前の段階での取り組みを推進します。
- ・対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させます。
- ・事前対応・自殺発生の危機対応・事後対策等の段階ごとに効果的な施策を講じます。

4. 実践と啓発を両輪として推進します。

- ・自殺や精神疾患に関する偏見をなくす取り組みを推進します。
- ・情報の正しい活用を市民に周知します。

5. 国、県、市、関係団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・共働を推進します。

2 自殺に対する基本認識

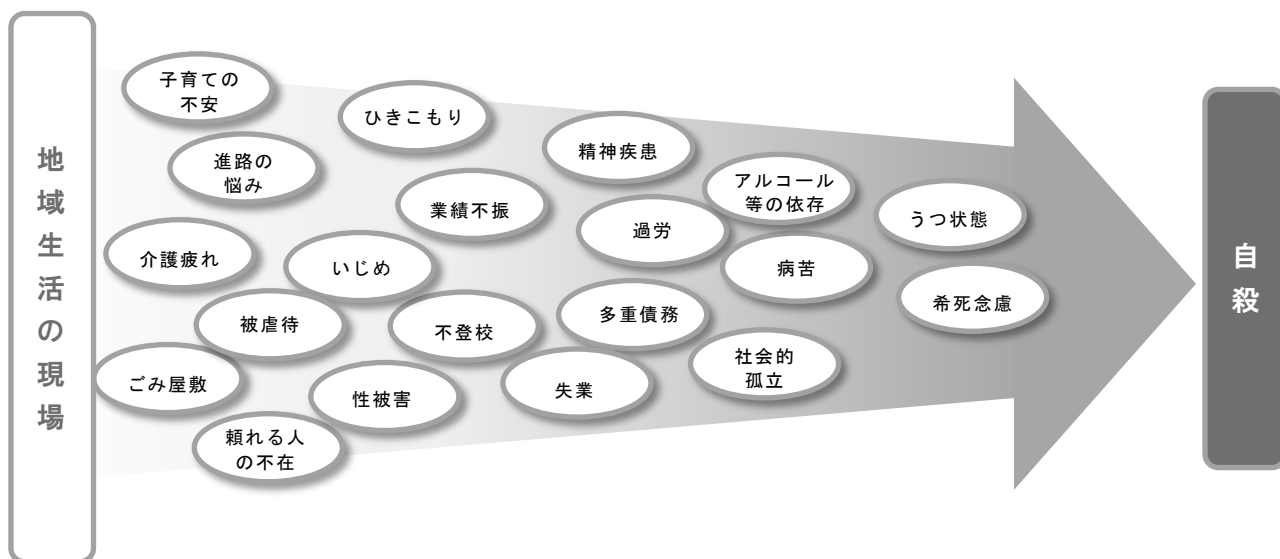
本市では、自殺総合対策大綱に沿って、次の3つを自殺に対する基本的認識とします。

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 年間の自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は未だ続いている
3. 地域レベルの実践的な取り組みを、PDCAサイクルを通じて推進する

自殺の危機要因

- ・社会問題が多様化する中で、地域生活の場で起きる問題は複雑化・複合化しています
- ・複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きます。「平均4つの要因(問題)が連鎖する中で自殺は起きている」とする調査もあります。(『自殺実態白書 2013(NPO法人ライフリンク)』より)

自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料参照)



3 本市における自殺の現状と今後の目標

平成 24 年から平成 28 年までに、自殺によって 30 人ものかげがえのない命が失われました。前ページで示したとおり、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連絡する中で起きています。その前提の上で、内閣府・警察庁が発表した自殺統計から、自殺総合対策推進センターの作成した地域自殺実態プロファイルを参考に次のような特徴があることがわかりました。

- ①年齢別で見ると、40～59 歳の無職かつ同居人がいる男性の自殺死亡率が高くなっています。なお、自殺死亡率とは人口 10 万人当たりの自殺者数を表す指数です。
- ②自殺割合では 20～39 歳の有職かつ同居人がいる男性が高くなっています。自殺割合は自殺者数を母数とし、年齢、職業の有無、同居人の有無などを因子として分類しています。
- ③自殺の動機としては、健康問題がもっとも多く、その中でもうつ病による悩み・影響を原因・動機とする自殺が一番多くなっています。
- ④何故うつ病を発症したのか、うつ病に至るまでの危機経路にも着目する必要があります。例えば、上記①の主な自殺の危機経路は失業→生活苦+家族の不和→うつ状態→自殺などが考えられます。また、上記②の主な自殺の危機経路は職場の人間関係や仕事の悩み(パワハラなど)→過労→うつ状態→自殺などが考えられます。これらは当然唯一の危機経路ではありませんが、経路と考えられる要因について、各タイミングで様々な関係機関がアプローチしていく必要があります。
- ⑤有職者の内訳としては被雇用人・勤め人が 92.3%と高くなっており、その 48.6%が他市町で従事しています。

全体目標

令和6年までに自殺者数を0人にします

自殺者数、自殺死亡率及び目標値

平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		令和 6 年 (目標値)
自殺者数	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率	自殺者数
7 人	21.23 人	8 人	24.36 人	5 人	15.35 人	0 人

資料：厚生労働省自殺対策推進室 「地域における自殺の基礎資料」
 ※ 自殺死亡率とは、人口 10 万人あたりの自殺者数を表す指数です。
 (参考) 平成 29 年自殺死亡率…全国 (16.67 人)、県 (16.04 人)

4 本市における取り組み

(1) ネットワークの構築

市における取り組み

- 関係者との情報共有を図り、適切な支援方針を導くために、地域の課題解決を図る定例会議や事例検討会(ケース会議)等を開催したり、参加したりすることで、支援者や関係者相互間の支援の調整を図ります。
- 自殺者や自殺未遂者の実態把握をしていきます。
- 各自治体で取り組まれた、自殺未遂者や遺された家族等への支援方法などを把握し、今後の市の取り組みを検討していきます。
- 医療・保健・福祉の各専門機関との連携を強化していきます。
- 民生委員・児童委員、地区連合自治会、健康推進員、その他民間団体との連携を推進します。

(2) 自殺予防に関係のある事業や活動

市における取り組み

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間を推進し、市の広報を通して命を守るための広報活動を行います。
- こころの健康を含めた心身の健康づくりの普及啓発をしていきます。
- 孤立しがちな立場にある市民(乳幼児の保護者・障がい者・高齢者等)に、互いの悩みや生きづらさを共感し、より充実した社会生活を送っていただくための交流の機会を提供し、ひとりで悩む状況を減らします。
- 各種交付金・助成費・手当等を支給することで、経済的負担の軽減を図ります。
- こころの健全化を図るための相談・情報共有の場の提供や、調査を行います。
- いじめ・非行・不登校・ひきこもり等に対して、相談・広報等の充実を図ります。
- 生きやすさや生きがいを再発見するための、介護や障がい者等の制度・サービスの利用に関わり、自殺リスクの早期発見を図ります。
- 各種イベントを行うことで、仲間づくりや相談先の提供の機会とします。
- 子どもの頃からの自殺リスク低下につながる教育について、家庭や学校、地域の関係機関と連携し、教育啓発活動に取り組んでいきます。

(3) ゲートキーパーの普及・啓発

市における取り組み

- いのちの門番と言われるゲートキーパー*の役割について、広く周知します。
- 窓口職員を中心に研修を行うことで、ゲートキーパーとしての見知を深め、市民のこころに寄り添う対応をします。また、各課の関係機関等にゲートキーパーの研修を受けてもらい、自殺のリスクに対する早期発見の網を広げます。

※ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

- ゲートキーパー養成研修会の実施状況一覧 -

年度	内 容	対 象	人数 (参加者)
平成 28 年度	香川県の自殺の現状 講演「自殺予防の基礎を学ぶ ～自殺予防ために私たちができること～」	社会福祉課	13 名
平成 29 年度	香川県の自殺の現状 講演「自殺予防の基礎を学ぶ ～自殺予防ために私たちができること～」	善通寺市職員 ほか	46 名
令和元年度	香川県の自殺の現状 講演「思ったより近くにある喪失感」	善通寺市職員	27 名



香川県ゲートキーパー推進キャラクター
きーもん

(4) 相談支援体制の充実

市における取り組み

- 総合的な自殺対策を図るため、悩みや困難を抱えた人が適切な支援にたどり着けるよう、行政・医療機関・関係機関が連携し、相談窓口の周知や必要に応じて適切な機関へつなげる相談支援の体制づくりを行います。
- それぞれの相談窓口で把握された、うつや心の不調のある市民の継続的な支援の相談を、関係機関と連携しながら実施します。
- 市役所庁内各課の相談窓口の充実を図ります。

相談の例

- ・こころの健康相談
- ・子どもと家庭に関する相談
(乳幼児の保育・子育て・ひとり親家庭等・不登校児童・青少年の非行防止)
- ・民生委員・児童委員による地域の相談
- ・各種福祉サービス等に関する相談
- ・認知症に関する相談
- ・成年後見等に関する相談
- ・国民年金に関する相談
- ・虐待に関する相談
- ・市民相談
- ・納税に関する相談
- ・健康相談
- ・「食」に関する相談
- ・障がい児(者)相談
- ・生活保護に関する相談
- ・生活困窮者自立支援相談
- ・高齢者に関する相談
- ・健康診断相談

など

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉を推進していくためには、市や市社会福祉協議会だけでなく、その地域に住んでいる人、自治会をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、学校、企業などすべての人や団体が活動の担い手となります。

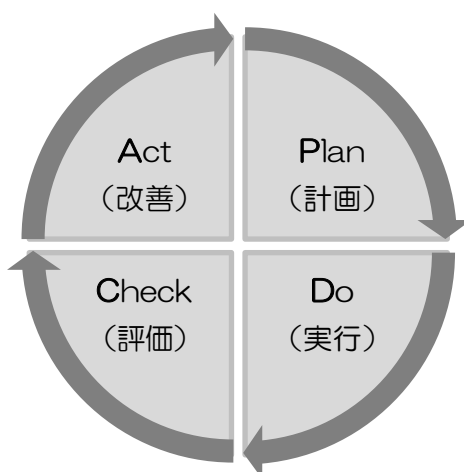
市民の誰もが、住み慣れた地域で自立して、生きがいに満ちた生活が送れるよう、それぞれの立場の意見を取り入れながら地域福祉の課題解決に向けた活動を積極的に行えるように、市や市社会福祉協議会は市民自らによる地域福祉活動の育成や支援を進めていきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画を地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協働のもとに連携し、推進していくためには、定期的に市民の意見を抽出する場を持ち、計画の達成度を評価し、一定期間をおいて計画を見直すことが必要です。

市と関係機関との協働により、計画に基づく施策の進捗状況や達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直しを行い、常によりよい活動や取り組みを推進する「PDCA サイクル」によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの推進に努めます。

【PDCA サイクルのイメージ】



第7章 資料編

1 策定経過

令和元年

期日	内容
7月23日(火)	第1回策定委員会 ・委員委嘱、委員長・副委員長の互選 ・地域福祉計画の策定について ・アンケート調査票の内容検討について ・ヒアリング実施団体の検討について
8月	市民アンケート調査の実施 ・善通寺市にお住まいの18歳以上の住民1,300人(無作為抽出)
9月～10月	関係団体ヒアリング調査の実施
10月10日(木)	第2次善通寺市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議
11月22日(金)	第2回策定委員会 ・第2次計画の点検・評価について ・アンケート調査結果の報告について ・関係団体ヒアリング結果の報告について ・計画骨子案の検討
12月24日(火)	第3回策定委員会 ・計画素案の検討

令和2年

期日	内容
1月～2月	パブリックコメントの募集
2月28日(金)	第4回策定委員会 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の承認 ・概要版について
3月	第3次善通寺市地域福祉計画策定

2 善通寺市地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	役職等	区分
1	石井 洗二	四国学院大学社会福祉学部教授	学識経験者
2	田中 慎治	善通寺希望の家施設長	福祉関係団体(障がい者)
3	川村 隆亮	市連合自治会会長	市関係団体(市民)
4	森江 清文	市民生委員児童委員協議会会長	地域福祉推進団体
5	大西 稔	市自主防災会連絡協議会会長	市関係団体(防災)
6	福田 盛宏	市老人クラブ連合会会長	市関係団体(高齢者)
7	齊藤 雅史	市PTA連合会会長	市関係団体(子ども)
8	岸上 博	善通寺福祉会理事長	福祉関係団体(高齢者)
9	間島 いずみ	NPO法人子育てネットくすくす副理事長	福祉関係団体(子ども)
10	山下 正美	地区社協会長連絡協議会会長	地域福祉推進団体
11	武田 裕司	市社会福祉協議会事務局長	地域福祉推進団体
12	法兼 聖二	市 防災管理課課長	関係行政機関(防災)
13	坂本 修治	市 環境課課長	関係行政機関(生活環境)
14	香川 あけみ	市 高齢者課課長	関係行政機関(高齢者)
15	内田 弘子	市 保健課課長	関係行政機関(保健)
16	早崎 和代	市 子ども課課長	関係行政機関(子ども)
17	林 美保	市 生涯学習課課長	関係行政機関(地域教育)
18	高木 準子	市 社会福祉課(看護師)	関係行政機関(医療・障がい者)

3 善通寺市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく善通寺市地域福祉計画の策定にあたり、その内容を検討するため、善通寺市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 善通寺市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 医療、福祉又は保健に係る法人その他の団体に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項(以下「所掌事項」という。)を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(最初の委員会招集)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、所掌事項が完了したとき、その効力を失う。

第3次善通寺市地域福祉計画

発行年月 令和2年(2020年)3月

発行 善通寺市役所 保健福祉部 社会福祉課
〒765-8503

香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

電話 : (0877) 63-6339

F A X : (0877) 63-6355
